



ソ連における飲酒・麻薬・売春との闘い：ペレストロイカと法

森下, 敏男

(Citation)

神戸法学年報, 4:1-86

(Issue Date)

1988

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005109>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005109>



ソ連における飲酒・麻薬・売春との闘い

—ペレストロイカと法—

森 下 敏 男

第一章 飲酒との闘い

第一節 飲酒規制の歴史

- (1) ロシア革命と禁酒法
- (2) 85年規制法の歴史的位罝

第二節 飲酒の社会学

- (1) 飲酒の弊害
- (2) 飲酒の原因
- (3) 禁酒法と文化的飲酒

第三節 1985年飲酒規制法

- (1) 幹部会令
- (2) 閣僚会議決定・党中央委員会決定

第四節 飲酒規制の展開

- (1) 飲酒規制の法体系
- (2) 飲酒規制の実態

第五節 反飲酒闘争の敗北

- (1) 飲酒規制の成果
- (2) 飲酒規制の弊害
- (3) 飲酒規制の失敗

第二章 麻薬との闘い

- (1) 立法史

(2) 麻薬問題の現状

第三章 売春との闘い

(1) 売春の歴史と法

(2) 売春の社会学

現在進行中であるソ連のペレストロイカ運動の内容には三つの柱があり、その一つが規律強化路線であることは別稿で述べたとおりである。しかし、改革が始まって以来、むしろ規律の濫れが進んでいる兆候もある。鉄道・船舶・飛行機・工場・鉱山等で、かなり大規模な事故が相次いで発生しているのもその一つの現れである。そのうち最大のものが、いうまでもなくチェルノブイリの原子力発電所事故であった。また我々に身近な所では、88年5月に大阪港停泊中のソ連の客船が全焼した事件もあった。これらは、事故の増加を必ずしも意味せず、情報の公開が進んだ結果であるかもしれない。しかしそれにしても事故が多いという印象は拭いきれないのである。あるいはこれは転換期における過渡的現象であるかもしれない。従来の価値観の否定は、それに全面的に自己を同一化して生きてきた人々にとっては、自分の人生の否定に等しいであろう。他方で新しい価値観は未だ確立していない。その空隙で虚無感に苛まれている人々が多いはずである。さらに他方では、時流に乗り、法の網の目を潜って巧みに私利私欲を追求している人々も多い。このような風潮が社会の規律を弛緩させているのではないだろうか。

ここでは、社会規律の問題のうち、ゴルバチョフ政権成立後、特に話題を投げかけている飲酒・麻薬・売春の問題を取り上げることにする。文献の豊富な飲酒問題を中心にし、麻薬・売春問題は簡単にふれるにとどめる。あまりアカデミックなテーマとは言えないが、ソ連で現実には法が果たしている役割、その運用の方法等についてのケース・スタディになると思う。

第一章 飲酒との闘い

第一節 飲酒規制の歴史

(1) ロシア革命と禁酒法

欧米諸国で禁酒運動が本格化するのは19世紀初めである。それは宗教的理念を背景とし、禁欲主義的な道徳運動と貧民救済という社会運動の性格を合わせもっていた。19世紀半ばには米国のいくつかの州が禁酒法を制定している。20世紀に入り第一次大戦中の米国では、戦争政策上の配慮もあって禁酒政策がとられたが、その後1920年から1933年まで全面的な禁酒法の時代を迎えたことは有名である。ロシアにおいても、第一次大戦の始まった1914年に、戦争への動員を容易にし、また居酒屋の存在を商品市場狭隘化の原因とみていた中小ブルジョアジー・富裕農の協力をとりつけるため、それまで国が独占していた酒類の生産・販売が凍結された⁽¹⁾。したがって、ロシアは1914年以来、たてまえ上は禁酒国家だったのである。革命後もこの政策は1925年まで維持された。つまり、ソビエト国家は、革命から1925年まで、すでに一度禁酒時代を体験しているわけである。

しかし、ソビエト権力は、革命のその真只中から飲酒と闘わなければならなかった。ジョン・リードの『世界をゆるがした十日間』には、そのなまなましい証言がある。それによると、1917年11月11日の全ロシア中央執行委員会で、トロツキーは次のような演説をしている。「同志諸君、飲酒禁止だ！正規の衛兵をのぞき、夜八時以後はだれも街頭にいてはならない。酒類を貯蔵していると思われるあらゆる場所をさがして酒をたたきこわすべきだ。酒類販売業者に

(1) См. Алкоголизм, «Большая Советская Энциклопедия», (以下 «БСЭ» と略す) т. 2, 1926г., стр. 242-243.; Щереги Ф. Э., Причины и социальные последствия пьянства, «Социологические Исследования», (以下 «СИ» と略す) 1986г., № 2, стр. 144-145.

は容赦無用だ」。トロッキーが議長を務めていた軍事革命委員会は、同じ頃次の3項目からなる酒類規制の命令を発したという。①追って命令あるまでアルコールおよびアルコール性飲料の製造は禁止する。②アルコールおよびアルコール性飲料のすべての製造業者は、その倉庫の正確な所在地を、本月27日までに申告することを命じる。(3)本命令に違反するすべての者は、軍事革命裁判にかけられるであろう。⁽²⁾

当時、革命反対派が革命を混乱させるために意識的に労働者に酒をばらまいていると信じられていたようである。リードの著作に写真で収められている当時の革命派軍隊のある命令⁽³⁾は、ブルジョアジーがプロレタリアートとの闘いの手段として酒を利用していることを指摘し、酒の貯蔵についての報告を命じ、発見された酒類は警告なしにダイナマイトで爆破すること、命令違反者は容赦なしに裁判にかけ、その財産を没収すると宣言している。11月末には、反革命派の組織的な手引きで、各地で酒蔵の略奪が起り、泥酔した兵士が街頭をうろついたという。人民委員会議は、「暴飲との闘争委員」を任命し、冬宮(ツァーの宮殿)に蓄えられていた高級酒をはじめ、酒瓶を壊し、酒倉を爆破し、略奪者を射殺したりしたという。12月6日に出された反略奪闘争委員会の決定も、酒倉の略奪は無警告で射殺すること、あらゆる種類のアルコール飲料の分配・販売・取得者は逮捕され、厳罰に処せられることを宣言している。⁽⁴⁾

革命後の禁酒状態(ビール等は少量生産されていた)のもとで、自家製密造酒が激増した。1923年の調査では、農家の10%は密造酒を製造していたといわれ、全国の密造酒製造装置は1千万を超えていたと推定されている。一年間に製造された密造酒は、約1億リットルに達したという。またこの年、原料とし

(2) ジョン・リード著、原光男訳『世界をゆるがした十日間(下)』岩波文庫21、163頁参照。

(3) 同書21、163頁参照。

(4) 同書108、111、186頁参照。

て使われた穀類は約4万トンに達し、燃料等も計算に入れると膨大な経済的損失をもたらしたといわれる。密造酒は質が悪く、健康上も大きな損害を与えたため、隠れた飲酒は公然たるそれより有害であるという見方が強くなり、そのため1925年には酒類の製造・販売が国家独占事業として再開されることになった。しかし最近のソ連の学者の研究は、この再開の真の理由が財政上の問題にあったことを指摘している。⁽⁵⁾ 国家財政に占める酒類販売収入の割合は、1923・24会計年度の2%から、27・28年度の12%へ急増している。禁酒措置の撤廃と同時に、飲酒規制の一連の措置もとられた。一方で反飲酒闘争を展開し、他方では財政上の観点から、酒類の売り上げの増大が密かに期待されるという矛盾した政策がとられていたわけである。この矛盾は現在もなお続いている。

当時、飲酒との闘いは、文化革命・新生活運動の一環として展開された。とりわけ青年のなかにみられた無頼行為、飲酒、性的放縦の三悪は、当時の「ブイット（日常生活・風俗・習慣）の革命」の主要な攻撃目標であった。当時のコムソモール（共産主義青年同盟）の関係文献によると、飲酒の原因としては次のようなことが列挙されている。①社会経済的原因—悪質な物質的条件、粗悪な住宅環境、失業。②文化的原因—低い文化的水準、文化施設の貧困、酒宴の風習。③世論の非組織性—飲酒の危険性が十分理解されていない。飲酒の

(5) См. Шереги Ф. Э., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 2, стр. 145.; Швердин С., Активизация человеческого фактора и борьба за трезвый образ жизни, «Коммунист», 1986г., № 12, стр. 62.

なおソ連の統計が不備であることは周知のとおりであり、ペレストロイカのもとソ連の研究者の間からも不満の声が高まっている。しかし今のところ統計の公開はあまり進んでいない。またソ連では、統計を公表する場合も、実数ではなく比率（%）のみを示すことが多い。以下の記述でもそのような例が多いのはそのためである。なお、最近、国家統計委員会に「道徳統計部」が設けられ、犯罪、飲酒、売春、浮浪、宗教等の統計を整備・公表する準備が進められているという。См. О преступности-гласно, «Известия», 10 сентября 1988г.

(6) См. Мильчаков А., Комсомол в борьбе за культурный быт, 1927г., стр. 59.

習慣が革命前からの負の遺産であるという認識は当時も今も変わらないのであるが、ここでは、飲酒の原因が、貧困や住宅難等ソビエト体制の内部にあることが率直に指摘されており、その後のソ連では長くみることのできない謙虚な姿勢を窺うことができる。

飲酒のもたらす弊害として、健康上の問題、社会問題（「大酒は無頼行為の最も近い仲間である」）の他に、経済問題（「大酒は浪費と欠勤をもたらし、それは社会主義工業を破壊する」）が指摘されているのは、現在と同じである。この時期の反飲酒闘争は、今日のそれとは異なり、いまだ行政的・刑事的規制は体系的でなく、啓蒙活動が中心的位置を占めていた。学校で反アルコール飲料教育が開始され、非アルコール飲料の普及、映画館等の文化・娯楽施設の増設、祝休日や劇場・文化施設における酒類の販売規制、未成年者・酔っ払いへの販売禁止等の措置がとられた。

当初は、飲酒の原因はソ連社会の社会的・文化的後進性にあるとみなされ、社会主義建設の前進によって暴飲の習慣はなくなるはずだという楽観的見方があった。社会主義のもとでアルコリズムを根絶しうる根拠として、①酒類製造と結びついていた地主階級の絶滅、②解放された労農階級の自主的な文化の発展、③計画経済システムによる密造酒の根絶が指摘されている。⁽⁷⁾しかし、実際には、禁酒措置撤廃により、酩酊状態での犯罪は、1926年に、前年に比べて、都市で270%、農村で330%増大した。酒の密売も、28年には、26年と比べて約200%増えた。飲酒の弊害が目立つようになったため、第二の革命の熱狂の始まる1928年には「全連邦禁酒協会」が設立され、活発な反飲酒闘争が再開された。その結果40年には飲酒量は28年の6分の1に減ったという統計もあ⁽⁸⁾る。

(7) См. Алкоголизм, «БСЭ», т. 2, 1926г., стр. 244-245.

(8) См. Овруцкий Л. М., Борьба с пьянством и алкоголизмом : современная ситуация и перспектива, «СИ», 1985г., № 3, стр. 39.

(2) 85年規制法の歴史的位置

その後、第二次大戦を経て、今日に至るまで反飲酒闘争は断続的に展開されているが、十分な効果はなく、アルコール飲料の消費量は増大する一方である。1940年のアルコール飲料の総販売量を100としたとき、1960年は約200、65年は283、70年は439、73年は534である。⁽¹⁾ブルジネフ政権（1964年成立）下で、特に急激に増えているようである。酒類悪用者は、1925年当時、男性労働者の11%であったが、80年代に入って37%に達したという。⁽²⁾ある統計によれば、1年間の1人当りの飲酒量（純アルコール分）の変化は、表①のとおりである。⁽³⁾

フルシチョフ時代の1956年に、再度反飲酒闘争が開始され、58年には「暴飲との闘いの強化、および強いアルコール飲料の販売手続の制定について」と題する党中央委員会・閣僚会議の共同決定が発表されている。しかしめざましい効果を上げるには至らなかった。次いでブレジネフ時代の1972年にも大々的な反飲酒キャンペーンが展開され、「暴飲およびアルコリズムとの闘争の強化手段について」と題するソ連邦共産党中央委員会決定、ソ連邦閣僚会議決定、ロシア共和国最高会議幹部会令が公布されている。しかし、先の73年の酒類販売量を見ても、72年決定はその初めから

表① 1人当り年間飲酒量
(純アルコール分)

| 年 | リットル |
|------|-------|
| 1913 | 3.41 |
| 1923 | 0.00 |
| 1925 | 0.88 |
| 1932 | 1.04 |
| 1940 | 1.85 |
| 1960 | 4.82 |
| 1970 | 9.22 |
| 1980 | 12.63 |

空文化していたようである。85年に始まる現在の反飲酒闘争の基本構図はこのときでき上っており、現在のそれが罰則や規制方法をかなり厳しくしているこ

(1) См. Пьяница глазами врача, «Литературная Газета», 10 июля 1974г.

(2) См. Швердин С., Указ. статья, «Коммунист», 1986г., № 12, стр. 63.

(3) См. Шереги Ф. Э., Причины и социальные последствия пьянства, «СИ», 1986г., № 2, стр. 146-147.

とを除けば、表面的には両者の間に根本的な相違はないように見える。発表された日付まで同じなのは偶然であろうか。したがって85年決定の内容だけを見て、「またか」とうんざりした市民が多かったに違いない。しかし、その間にも事態は深刻さを増していた。80年には飲酒問題について専門家による円卓会議が開かれているが、そこでは、「もし今根本的手段を講じないなら、将来この問題を解決するのは著しく困難となろう」と警告されている⁽⁴⁾。そして、今度こそはこの問題を最終的に解決するという決意のもとに開始されたのが85年以来の規制である。

従来の反飲酒闘争と、85年に始まる今回のそれとの相違点は3つある。最大の相違点は、飲酒規制を本気でやる気があるのかどうかということである。以前のソ連の各種のキャンペーンは、多くは初めから形骸化しており、官僚主義を満足させるために、運動の成果を誇示し問題点を指摘する文書（運動は基本的にはうまくいっているが、問題点がないわけではないというステレオタイプ）だけは大量に作成されたが、だれもそれを信じてはおらず、市民は面従腹背が生活の知恵となっていた。しかし今回の反飲酒キャンペーンは少し様子が違うようなのである。第二の相違点は、当然のことであるが、規制内容が強化されたことである。

さらに第三に、理論的に、飲酒規制の歴史的な位置づけに相違がある。現在の飲酒規制は、将来の禁酒社会実現の展望の下に展開されている。従来の反飲酒闘争では、社会主義のもとでは飲酒の条件はないという立場をとりながらも、全面的な禁酒について論じることはおよそ問題外であった。現在でも、その克服が直接問題となっているのは、「ピヤンストヴォ」（пьянство 適当な訳語がないが以下「暴飲」という語を用いる）と「アルコゴリズム」であり、あるい

(4) См. Социально-правовые проблемы борьбы с пьянством и алкоголизмом, «СГП», 1980., № 12, стр. 114.

は「緑の蛇」(зеленый змий 泥酔状態のこと)であって、飲酒一般ではない。つまり「禁酒法」(сухой закон)の制定が目論まれているわけではない。しかし現在の飲酒規制は、将来の展望として禁酒社会を目指しており、現在の運動はそれへの過渡的段階と位置づけられている。これと関連して、現在では「文化的飲酒」(культурное питье)論(上品に少量の酒を嗜むことはよいことである)や「軽い飲酒」(節度ある少量の飲酒)論が明確に批判されている。先の80年の円卓会議では、「暴飲とアルコール飲料の適度の利用を区別することが重要である」とされ、後者は容認されていたことと比べると、大きな変化である。

ある社会学者は、飲酒規制の理論潮流を、①リゴリスト、②プラグマティスト、③ヒューマニストの三つに分けて⁽⁵⁾いる。リゴリストは、社会生活から酒を迅速かつ完全に追放することが可能だと信じている。彼らは、飲酒の原因は非理性的な欲求と結びついているとし、道徳的見地からそれを完全に否定的に評価する。彼らにとって飲酒の問題は、禁止・厳しい処分の問題であるにすぎない。プラグマティストは、犯罪等の否定的現象の原因となる極端な飲酒に反対する。しかし酒の完全な追放は非現実的と考えるか、または少なくとも時期尚早とみなす。彼らにとって、問題は、非合理的な欲求を、合理的で文化的な欲求に替ることである。ヒューマニストは、飲酒規制のための特別の手段をとることよりも、全体としての社会状況の健全化が必要であり、そのとき「トゥレーズヴォスチ」(「禁酒」すなわち飲酒を禁じるといった能動的な意味よりも、「酒を飲んでいない状態」といった静態的なニュアンスの語であるが、本稿では「禁酒」の語を使う)は生活規範となると考える。現在の飲酒規制は、このうち①と②の間あたりに位置しているようである。①のように、即時に禁酒

(5) См. Зарубежные исследования пьянства и алкоголизма, «СИ», 1988г., № 3, стр. 153.

法を制定しようという主張も、ある程度有力に展開されているようであるが、85年規制法の立場はそうではない。他方で、②が認めているらしい「文化的飲酒」論は現在否定されているからである。

社会主義のもとでは「禁酒が生活規範となる」という命題に対して、現在のソ連には異論は見当らないようである。とすると現在の飲酒規制は過渡的なものということになり、いずれ将来は全面的な禁酒時代を迎えることになる。そのような立場をとらない限り、今の飲酒規制は理論的に一貫しないし、それは無力となろう。禁酒運動家シェヴェルジンは、「わが国には、国の根本的な禁酒化のためのすべての社会的・経済的・政治的・イデオロギー的前提が存在している」と論じている⁽⁶⁾。哲学者ブラクシーも、「社会主義発展の現段階において、その〔暴飲〕の根絶のためのすべての客観的前提が存在する」と述べている⁽⁷⁾。彼は、禁酒法の全面的な実施は現在不可能であるが、「禁酒法を道徳規範として」確立することは必要だと言う。オヴルツキーも熱心な禁酒主義者であるが、欧米諸国の過去の禁酒法が失敗したことについて、資本主義と社会主義では条件が異なると説明している。「発展した社会主義のもとでは、人間にふさわしい労働・教育・休息・保健・子の養育の条件が存在する」とし、それゆえ「禁酒の物質的条件がある」というのである⁽⁸⁾。ただ彼も、禁酒の客観的条件がととのっていても、主体的な条件（勤労者の支持）はまだ未成熟であるという理由で、今直ちに禁酒法を導入することには反対している。これが多数説の考え方であるといつてよい。

禁酒運動が民衆にどのように受けとめられているかは必ずしも明確でない。ソ連の文献では圧倒的多数が支持していると書かれているのが常である。しか

(6) См. Швердин С., Указ. статья, стр. 67.

(7) См. Плаксий С. И., Об антиалкогольном воспитании молодежи, «Научный Коммунизм», (以下 «НК» と略す) 1986г., №5, стр. 77.

(8) См. Овруцкий Л. М., Указ. статья, «СИ», 1985г., № 3, стр. 40.

し、ある人がたびたび行った実験によると、聴衆に禁酒法賛成の者と尋ねると圧倒的多数が手を上げるのに対して、では明日から禁酒を実行できる者ときくと、途端に沈黙が拡がり、少し間をおいて何人かが、主として女性がおずおずと手を上げるというのが普通であったという⁽⁹⁾。ある社会学者の調査によると、酒類の生産の完全な廃止に賛成する者は18.7%で、飲酒しない者でさえ、37.7%しか賛成しなかったという（飲酒者は8.6%）。またソ連の飲酒は、自分の家で飲むのが最も多いのであるが、家庭からの酒類の追放に賛成したのは22.3%であったという⁽¹⁰⁾。このような統計からも、禁酒の主体的条件はまだないと判断されるわけである。

現在のソ連でも、部分的には禁酒の実験が行われたりしているが、それについては次節で紹介することにする。このように、禁酒をめぐる議論にもソビエト・イデオロギー共通の特徴がある。一方で飲酒をめぐる否定的現実があり、他方で社会主義のみがそれを克服できるとする楽天主義がある。その懸隔があまりに大きすぎるのである。自由と民主主義に程遠いソ連にこそ、真の自由と民主主義の条件があるとされ、強力な権力を誇るソビエト国家が、共産主義建設によって死滅することになるという。同じように、飲酒の弊害が一番叫ばれているソ連でこそ禁酒の条件があるというのである。イデオロギーのペレストロイカを成し遂げ、このようなステレオタイプを打破することが必要なのではないか。現在の飲酒規制も、革命直後の禁酒時代の失敗の歴史を反復しているように見える。またたとえ部分的に成功することがあったとしても、それより大きな犠牲を払うことなしには済まないであろう。

(9) См. Трезвость - норма жизни, «Человек и Закон», (以下 «ЧиЗ» と略す) 1986г., № 4, стр. 38.

(10) См. Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Общественное мнение о борьбе с пьянством и алкоголизмом, «СИ», 1986г., № 1, стр. 46.

第二節 飲酒の社会学

革命以来ソ連人の飲酒癖については多くのことが語られてきたが、その考察は皮相なものにとどまっていた。最近やっと飲酒についての本格的な社会学的研究が始まったばかりである。ここでは、飲酒の弊害、その原因と対策等について、ソ連の考え方を整理しておきたい。

(1) 飲酒の弊害

飲酒の弊害については世界各国どこでも同じようなものと思われるが、特に「経済的損害」を指摘するのがソ連の特徴である。飲酒の弊害について、ソ連では、一般に次の四つが指摘されている。

①健康上の損害。飲酒は本人および子の健康に有害であり、ソ連人の平均寿命が低いことも飲酒と関係があるとされる。禁酒時代には、人口10万人当りの飲酒が原因の死者は1人強であったのに対し、1925年には4.6人、27年には11.88人に増えた。飲酒は自殺や精神障害の原因ともなり、また性病の感染と相関関係がある⁽¹⁾。性病の70%は、酩酊状態で感染しているともいわれる。自殺者のうち、飲酒する者は飲まない者より80倍多いという⁽²⁾。酒が直接の原因となって死亡する者は、年間約9万人にのぼり、酒が原因の障害児出産は3%という⁽³⁾。暴飲者のほとんど半分は、飲酒による病気・けがで死んでいる⁽⁴⁾。アルコール中毒患者の平均寿命は、10～15歳短い⁽⁵⁾。飲酒が子に悪影響を与え、

(1) См. Шереги Ф. Э., Причины и социальные последствия пьянства, «СИ», 1986г., № 2, стр. 148-149.

(2) См. Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Общественное мнение о борьбе с пьянством и алкоголизмом, «СИ», 1986г., № 1, стр. 47.

(3) См. В своем пиру похмелье, «Труд», 4 августа 1988г.

(4) См. Социально-правовые проблемы борьбы с пьянством и алкоголизмом, «СГиП», 1980г., № 12, стр. 118.

(5) См. Пока еще не поздно, «Правда», 28 декабря 1987г.

子が精神障害者、アルコール中毒患者、犯罪者、売春婦になる比率が高い。⁽⁶⁾「女性のアルコール中毒患者は、母となる道徳的権利をもちえない」などと言われている。⁽⁷⁾「未来の両親が休日に『文化的に』飲んだため、思い病気を背負った『土曜日の』子が生まれる」ともいう。⁽⁸⁾

②道徳上の損害。飲酒が人々の精神を荒廃させ、モラルを低下させている。特に飲酒は家庭を破壊し、離婚の原因となり、子の教育に破壊的影響を与えている。離婚の原因として飲酒の占める割合については諸説があるが、3分の1から2分の1の間のものである。⁽⁹⁾ソ連では毎年約百万件の民事訴訟があるが、80万件以上が離婚裁判で、60万件以上が子の扶養料請求である。また親権剝奪訴訟が年々増えており、84年は2万7400件だった。これらの多くは飲酒が原因なのである。⁽¹⁰⁾飲酒のため、毎年30～40万の家庭が崩壊しており、約35万の子供が離婚家庭で育てられることになっている。⁽¹¹⁾大酒飲みの親に放置された子がたくさんおり、何千という子供達が今この瞬間にも死の危機にあるといった指摘もある。⁽¹²⁾年間約10万人の子供が児童ホームに収容されているが、その主たる原因は親の飲酒である。⁽¹³⁾婚外子出生の基本原因も暴飲にあるという。⁽¹⁴⁾

③社会的損害。飲酒は社会と国家に対する責任感を失わせ、社会秩序を乱し、

(6) См. Шереги Ф. Э., Указ. статья, стр. 148-149.

(7) См. В ответе за будущее, «Труд», 25 июня 1985г.

(8) См. Пока еще не поздно, «Правда», 28 декабря 1987г.

(9) См. Плаксий С. И., Об антиалкогольном воспитании молодежи, «НК», 1986г., № 5, стр. 76. ; Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Указ. статья, стр. 47.

(10) См. Гусев С. И., Практика применения судами законодательства о борьбе с пьянством, «СГиП», 1986г., № 4, стр. 57. ; Бюллетень Верховного Суда СССР, 1986г., № 1, стр. 29.

(11) См. Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Указ. статья, стр. 47.

(12) См. Равнодушие под маской, «Правда», 4 сентября 1987г.

(13) См. Трезвая статистика пьянства, «Известия», 3 марта 1988г.

(14) См. Кузнецова Н., Пьянство, преступность, их профилактика, «Советская Юстиция», (以下 «СЮ» と略す) 1985г., №22, стр. 12.

犯罪の大きな原因となっている。ソ連の犯罪の原因のうち飲酒が大きな比重を占めていることは以前から指摘されてきたことであるし、筆者も判例に登場する事件について統計をとって見たことがある。最近の統計も、文献によって数字は様々であるが、全犯罪の約半分は飲酒が原因とするものが多い⁽¹⁵⁾。部門別では、人身に対する犯罪(殺人・傷害・強姦等)の75%、無頼行為の80%は、酩酊状態で行われているという。被害者が飲酒していることも多く、人身犯罪の被害者の約40%は酩酊状態であった。常習犯罪者の3分の2はアルコール中毒患者である⁽¹⁶⁾。別の統計によると、無頼行為の95%以上、強盗・強奪の85%、窃盗の40%が酩酊状態で行われているという⁽¹⁷⁾。飲酒が原因の犯罪は、前の5ヶ年計画期に比べて53%から49%に減ったが、絶対数は20%増えた。人身犯罪の80~86%は飲酒が原因という数字もある⁽¹⁸⁾。交通事故も、3分の1から半分は、飲酒運転が原因といわれる⁽¹⁹⁾。給料日は飲酒のための事故が多く、救急車が間に合わなくて他の救急患者が犠牲になるといったことも伝えられている⁽²⁰⁾。飲酒が火事の原因になっているという指摘も多い。「暴飲火事」といった言葉もあるほどで、農場の火事で大量の動物が死んだとか、火事で子供が死んだのに、母親は飲んだくれて気がつかなかったといった記事が新聞でしばしば報道されている⁽²¹⁾。毎日少なくとも20人が火事で死んでいるが、原因の多くは飲酒だと

(15) См. Там же.

(16) См. Иванов Ю., Правовые меры по усилению борьбы против пьянства и алкоголизма, «СЮ», 1985г., № 21, стр. 20.

(17) См. Колодкин Л. М., Корнев А. П., Новое законодательство об усилении борьбы с пьянством и алкоголизмом, «Правоведение», 1985г., № 6, стр. 79.

(18) См. Гусев С. И., Указ. статья, стр. 58.

(19) См. Трезвость и дорога, «Социалистическая Индустрия», (以下 «СИН」と略す) 14 июня 1985. ; Крепить общественный порядок, «Правда», 29 мая 1985г. ; Иванов Ю., Указ. статья, стр. 19.

(20) См. Рубинов А. З., Алкоголизм в городе : от запрета к искоренению, «СИ», 1986г., № 4, стр. 94.

(21) См. Нет дыма без огня, «Труд», 18 июня 1985г.

いう。⁽²²⁾ 火事の9分の1が飲酒による⁽²³⁾ともいう。

④経済的損害。これは社会主義特有の認識ではないだろうか。飲酒による欠勤・労働規律の低下、労働生産性の低下・欠陥商品の増大、労働災害の増大等がその内容である。⁽²⁴⁾ 飲酒が経済的損失を惹き起しているという事実は、ソ連における飲酒問題の深刻さを示している。職場での飲酒というのは、労働規律の低さの証拠であるが、それ自体は、必ずしもソ連における飲酒常習者の数の多さを示しているわけではない。資本主義社会では飲酒常習者ははじめから職場から排除されていることが多いであろうが、ソ連社会では彼らも失業しないで職場に残っていることを意味しているのである。もっとも失業のないことが労働規律を低下させ、職場で平気で飲酒する雰囲気を作っているのであるから、社会システムが飲酒常習者を増大させる原因になっていることも事実である。古い計算だが、1927～28会計年度の場合、酒の売上げによる国家収入7.28億ルーブルに対して、損害は12.7億ルーブルに達し、損害の方が1.8倍多かったという。1925年の酒類の生産・販売の再開後、毎年5%ずつ労働生産性が低下したという計算もある。再開によって、正当な理由なき欠勤は11.7%も増大した⁽²⁵⁾という。最近の統計では、飲酒による経済的損害は、酒類販売による収入の1.5倍⁽²⁶⁾という。金額にして1000億ルーブルの損害⁽²⁷⁾という計算もある。労働者が勤務中にウォッカ1本飲むことによって生じるその労働者自身の損害は、100ルーブル以上⁽²⁸⁾という。

(22) См. В пьяном огне, «Син», 4 июня 1988г.

(23) См. Остановить самогонщика, «Известия», 11 марта 1987г.

(24) См. Обеспечить строгое соблюдение законодательства, направленного на укрепление трудовой дисциплины и борьбу с пьянством, «СЮ», 1986г., № 7.

(25) См. Шереги Ф. Э., Указ. статья, стр. 147.

(26) См. Колодкин Л. М., Коренев А. П., Указ. статья, стр. 78.

(27) См. Плаксий С. И., Указ. статья, 76.

(28) См. Преодолеть пьянство, «СЗ», 1985г., № 11, стр. 28.

欠勤や労働規律違反で毎年80万人以上が解雇されているが、多くは飲酒がからんでいる。工業部門の場合労働災害の4分の1、農業部門では3分の1が飲酒による。⁽²⁹⁾飲酒が原因の交通事故は毎年6万件で、そのうち1万3千～4千人が死亡、約6万人がけがをしている。労働者が飲酒の結果他人に損害を与えたため、企業が裁判所によって賠償を命じられた金額は、84年だけで1億3百万ルーブルである。⁽³⁰⁾飲酒による労働規律違反者は、企業によって5～25%の間という。⁽³¹⁾欠勤の90%は飲酒のためだという。⁽³²⁾

1987年に公表されたデータによると、現在ソ連には登録されたアルコール中毒患者は450万人おり、そのうち100万人は治療を要するという。⁽³³⁾飲酒の実態について、1984～85年に、1562人の労働者(30歳以下で男58%、女42%)を対象としたアンケート調査がある。⁽³⁴⁾自己の申告に基づくもので信頼度は高くないが、その結果は次のとおりである。週2回以上飲む—2%、月1回以上—29%、月1回より少ない—30%、まったく飲まない—27%、無回答—12%。直接の克服の対象となっている「暴飲」とは、週2回以上飲むことを意味するとされている。⁽³⁵⁾飲む量にもよるが、「暴飲」が2%というのは少なすぎるのではないだろうか。

(29) См. Бюллетень Верховного Суда СССР, 1986г., № 1, стр. 28.

(30) См. Гусев С. И., Указ. статья, стр. 57.

(31) См. Заиграев Г. Г., Алкогольная ситуация - объект профилактического воздействия, «СИ», 1985г., № 4, стр. 53.

(32) См. Колодкин Л. М., Корнев А. П., Указ. статья, стр. 78.

(33) См. Наступать на алкоголь, «Правда», 15 ноября 1987г.; Аносов А., Сивушная эпидемия, «Человек и Закон», (以下「ЧиЗ」と略す) 1988г., № 3, стр. 46.

(34) См. Рыбаков А. И., Ценностно-нормативные представления о потребления алкоголя, «СИ», 1988г., № 2, стр. 81.

(35) См. Кузнецова Н., Указ. статья, стр. 12.

(2) 飲酒の原因

ソ連において、歴史的に常に飲酒との闘いが叫び続けられ、今日また強力な反飲酒闘争が展開されているのを見ると、ソ連における飲酒問題の深刻さをソ連人自身認めているのだとわれわれは思いがちである。しかしそれは必ずしも正しくない。この問題についてのソ連人の古典的な考え方は、1981年のベイセノフ著『アルコゴリズム』にもよく表われている。そこでは、「アルコゴリズムは階級社会の産物である」という規定に始まって、資本主義社会の飲酒の原因が次のように説明されている。「資本主義に本来的な階級的・社会的矛盾、富者と貧者への社会の鋭い分岐、資本家の利潤の際限のない増大と勤労大衆の赤貧、労働者・農民の労働生活の重い諸条件、これらが、多数の者に、自分の状態を出口なしと感じさせ、ブルジョア民主主義への絶望の感覚を生みだす。勤労者の一定部分はこの感覚から逃れようとし、助けを求めてアルコールにすがりつくことになる⁽¹⁾」。他方で、社会主義社会の飲酒は、ブルジョア社会の遺産、および周囲のブルジョア社会の影響として説明されているだけである。

今日のソ連においては、後述のように、新しい見方も現われてはいるが、しかしなお、基本的には上記のような教条主義的見解を放棄していない。アルコゴリズムは資本主義社会においてこそ深刻な社会問題であること、しかも彼等はそれを解決できないこと、それに対して社会主義社会にはその条件がなく、ソ連のそれもブルジョア社会ほど深刻ではなく、また解決可能である—といった楽天的な見方が強いのである。1900年のある統計によれば、1人当りの酒の年間消費量は、1位のノールウェイの35リットルに対して、ロシアは4.88リットルで第11位である⁽²⁾。1906～10年の別の統計でも、ロシアは第12位であり、ヨーロッパ諸国に比べてむしろ少ない方であるとされている⁽³⁾。

(1) Бейсенов В С., Алкоголизм., стр. 91

(2) См. Шереги Ф. Э., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 2, стр. 146.

(3) См. Алкоголизм, «БСЭ», 1926г., стр. 238.

最近のソ連邦最高裁におけるグゼフ報告は、アメリカをはじめ資本主義諸国が暴飲とアルコールリズムの「ビールズ」に冒されているとし、種々の統計によってそれを立証しようとしている。1年間の1人当りアルコール飲料消費量は、ソ連は6.1リットルで世界の第26位だという。またフランスのアルコール中毒患者は成人人口の10~12%に達し、アメリカは1千万人にのぼるといふ。それに比べるとソ連は少ないというのであるが、数字はそこでは公表されていない⁽⁵⁾ (後に別の文献で約450万人とされている)。

もともと資本主義のもとで飲酒の習慣が拡大したのは、それが「支配階級的手中にある奴隷化のための便利な道具」とみなされたからだといふ⁽⁶⁾。酒は、「生活様式の欠陥を補償する手段の一つ」であり、大衆の不満はそれによって紛らわされたのである⁽⁷⁾。エカテリーナ2世は、「大酒飲みは統治し易い」と述べ、飲酒を勧めたといわれる⁽⁸⁾。またツァーが財政収入増をめざして酒の国家独占を導入したことがロシア人の飲酒癖を形成し、今日まで根強く生き残っているともいふ⁽⁹⁾。特に帝政末期のロシアのアルコール消費量は異常なまでに上昇し、1908年~12年の5ケ年だけで、40度のウォッカの販売量は約53億リットルに達したといふ⁽¹⁰⁾。ともかく飲酒の習慣は、人々の意識と行動における過去の遺物

(4) См. О практике применения судами законодательства, направленного на усиление борьбы с пьянством и алкоголизмом, «Бюллетень ВС СССР», 1986г., № 1, стр. 27.

(5) См. См. Рубинов А. З., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 4, стр. 96. ちなみにモスクワ市の10の区で、アルコール中毒患者は1万2000人いるが、民警の報告では10分の1の数になっているという。彼らは、「量は少なくとも質のよいものを」(レーニンに同名の論文がある)という原則で行動しているようだ、と揶揄されている。См. 200 факторов риска, «Известия», 30 августа 1988г.

(6) См. «БСЭ», 1926г., т. 2, стр. 239.

(7) См. Партанен Ю., Потребление алкогольных напитков и его государственное регулирование, «СИ», 1981г., № 1, стр. 186.

(8) См. Кузнецова Н., Указ. статья, «СЮ», 1985г., № 22, стр. 12.

(9) См. «СГиП», 1980г., стр. 116.

(10) См. Дорогих Н. М., Пьянство и борьба с ним, «СГиП», 1987г., № 1, стр. 69.

であり、社会主義とは無縁のものとみなされているのである。しかし、このような公式的な説明とは別に、もっと具体的な原因の追及もなされるようになってきた。

ブレジネフ時代末期（1980年）に行われた「ソビエト国家と法」誌の飲酒問題をめぐる円卓会議で、クドゥリャフツェフは、飲酒の原因を次の5つに分けて説明している⁽¹¹⁾。①外的要因—家族・職場・親しい者の間の葛藤、②医学的・生理学的要因、③個人の社会心理学的要因、④飲酒の効果（緊張の解消等）の期待、⑤技術的要因（酒類の入手の容易さ・値段等）。1984年に約8500人（若者中心）を対象に行われた調査をもとに、哲学者プラクシーはそれを次の5つに整理している⁽¹²⁾（86年）。①飲酒の伝統—結婚式・誕生日等の飲酒。飲酒は威信に満ちた行為とさえみなされ、おとなの証拠、勇気と自立の証拠とされる。女も酒を飲むことでアイデンティティを確立できると考える傾向がある。②付き合い上の必要—胸襟を開いた付き合いや女の子と交際する場合の臆病さの克服のため。③時間をもてあまして—自由時間にすることがないため酒を飲む。④家庭内のトラブルのため。⑤仕事の不満・職場でのトラブル等による緊張の解消。ドロギフは、貧困、失業、低い文化水準、社会的抑圧といった暴飲の原因は社会主義社会には存在しないと上で、ソ連の暴飲の原因を4つ指摘している⁽¹³⁾（87年）。①社会・経済的原因—アルコール飲料の生産・販売、密造酒の存在、寄生的生活者・生活不安定者の存在、消費物資の不足等。②社会的・文化的原因—暴飲への寛容な世論、不十分な反アルコール教育、有害な伝統等。③心理学的原因、④生物学的原因。表②は84～85年に行われた飲酒の動機についてのアンケート調査の結果である⁽¹⁴⁾。

(11) См. «СГип», 1980г., № 12, стр. 113.

(12) См. Плаксий С. И., Указ. статья, «НК», 1986г., № 5, стр. 74-75.

(13) См. Дорогих Н. М., Указ. статья, стр. 69-70.

(14) См. Рыбаков А. И., Указ. статья, «СИ», 1988г., № 2, стр. 82.

表② 飲酒の動機 (複数回答)

| 動 機 | % |
|-------------------|----|
| 仲間が飲んでいるので一緒に飲む | 89 |
| 酒がないと付き合いがうまくいかない | 68 |
| 結婚式等の祝いごとのため | 64 |
| 重要な問題を解決する際不可欠 | 53 |
| 仕事や家庭での緊張を解きほぐすため | 49 |
| 他にすることがないから | 44 |
| 気分が高揚するので | 43 |
| 疲れをとるため | 39 |
| 束縛感・抑圧感から | 31 |
| 自主的・独立的な大人の気分になる | 25 |
| 好奇心 | 13 |
| 勧められて断われなかった | 9 |
| 習慣から | 7 |

これらの説明をみる限り、そこにソ連特有の原因をみることはできないようである。飲酒を本来資本主義社会のものとする以上、それとの関係の解明が必要なはずであるが、そのような探求は行われていない。それに、なによりもソ連の飲酒の原因は、ソ連社会の内部に求めなければならないだろう。そのような発想は、長い間ソ連ではみられなかったが、最近やっと勇氣ある発言が登場し始めた。例えばシャバノフは、「わが国には暴飲の社会的土壌はなく、それは外から来たものだ」という従

来の説を批判し、「正直に言わねばならないが、そのような土壌は存在している。われわれ自身この最も緊要な生きた問題の解決を長い間後回しにすることによって、そのような土壌を作ってきたのだ」と述べている⁽¹⁵⁾。

しかしその土壌の分析はない。法学者クドゥリャフツェフとルカシェワは、官僚主義による法の無視が住民の法ニヒリズムを生み、そのため労働規律違反・犯罪・道徳的基礎の崩壊が生じ、そこに暴飲や麻薬の根があると指摘している⁽¹⁶⁾。イエレメンコは、共産党中央委員会で、賄賂・投機などの腐敗現象の

(15) См. Два пшика, «Советская Россия», (以下 «СР» と略す) 25 сентября 1987г.

(16) См. См. Кудрявцев В., Лукашева Е., Социалистическое правовое государство, «Коммунист», 1988., № 11, стр. 48.

横行とその放任が人々の精神をスポイルしているとして、次のように発言したという。「言葉と現実の乖離は破滅的なほどで、その真空地帯は、不可避免的にニヒリズム、不信、アパシー、暴飲によって満たされることになる。秩序・誠実さ、名誉に対する侵害も、不可避免的に一杯の酒へと導く⁽¹⁷⁾」。リャシェンコは、「暴飲は、社会的な不幸の明らかなシグナルであり、弱い人間の救いであり、同時に社会へのアピールのようなものである」と述べている⁽¹⁸⁾。これは資本主義社会のそれと同じような説明であるが、資本主義の残滓というのではなく、同じような問題を社会主義もかかえているということである。彼は、「暴飲は、各人が、自分が〔社会の〕主人であるという感覚をとりもどしたときにのみ死滅しよう」と結論している。労働者が「主人公」になるというのは、ペレストロイカの目的そのものでもある。

ソ連の飲酒問題で特に重視されているのは家庭の問題である。大酒飲みは若い時から飲酒している者が多く、しかも、最初の飲酒は家庭であることが多いという。そのため大酒飲みの子は大酒飲みになる傾向が強く、暴飲癖の一種の「遺伝」的現象がみられるという。酒悪用者の95%は15歳未満で酒の洗礼を受けており、約50%は家庭紛争の絶えない家庭で育てているという⁽¹⁹⁾。酒が家族崩壊の原因とよく言われるが、逆に家庭の崩壊が酒の原因でもある。相互に原因であり、結果となっている。子供に初めて飲酒を経験させるのは39%が親で、58%は親戚や他の大人という。また酩酊状態で法違反を犯した未成年者の7割は、初めて飲酒したのは自宅であったという⁽²⁰⁾。子に酒を教えたのは母が38%、

(17) См. О трезвости, «СР», 16 августа 1987г.

(18) См. Там же. その他この文献は、飲酒の動機として、退屈、身を処する方法がない、妻をばかにするため、といった市民の回答を紹介している。筆者がモスクワ大学の寄宿舎で生活していた頃、夕食後に学生のすることは、レコードを聴いたり、友人同士でおしゃべりしながら酒を飲むことであった。ちなみに寄宿舎での飲酒は厳禁されており、各人誓約書までとられていたのであるが。

(19) См. «СГиП», 1980г., № 12, стр. 114.

(20) См. Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 1, стр. 45.

父が25%という数字もある⁽²¹⁾。母の方が多いには驚く。未成年者の飲酒が特に不安の目で見られているのであるが、次のような数字もある。65年の統計によると、学校上級生（日本の高校程度）でたまたま飲酒しているのが少年70%、少女50%、80年代初期には時々飲酒するというのが少年95%、少女70%という⁽²²⁾。このようにして、家庭からの酒の追放が叫ばれているのであるが、皮肉なことに、反飲酒闘争の展開は、飲酒をますます家庭内に追いやる結果になっているのである（後述）。

飲酒の習慣を根絶できない原因の一つとして、財政がそれに依存していることを指摘する者もある。既述のように、1925年の禁酒措置撤廃の最大の理由は財政問題にあった。ブレジネフ財政が酒販売の収入にかなりの程度依存していたことはよく知られている。ソ連市民はお金をもっていても買うものがなく、国家の貯蓄銀行にも預けずに、タンス預金している者が多い。それを引き出すために酒が利用されるというのである⁽²³⁾。現在の飲酒規制も財政に困難をもたらしており（89年度予算が赤字を見越しているのも、このことと無関係ではあるまい）、この点からも飲酒規制に対する潜在的な反対圧力があるに違いない。

(3) 禁酒法と文化的飲酒

飲酒規制の政策を市民がどう受けとめているかについて、あるアンケート調査の結果は次のようであったという。①暴飲に反対—64.4%、②飲酒規制に否定的—17.9%、③各人は自分の行為に責任をもつべきだ（飲酒は個人の問題で他人が口出しすべきではない）—17.8%。②と③を合わせて35%以上が反アルコール闘争の傍観者だと社会学者は評価している⁽¹⁾。今日においても愛国主義

(21) См. Аносов А., Получка - день тяжелый, «ЧиЗ», 1988г., № 1, стр. 72.

(22) См. Заиграев Г. Г., Указ. статья, «СИ», 1985г., № 4, стр. 52.

(23) См. Искоренить пьянство ! «Известия», 18 мая 1985г.; В своем пиру похмелье, «Труд», 4 августа 1988г.

(1) См. Горшков М. К., Шереги Ф. Э., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 1, стр. 49.

的に回答する傾向のあるソ連の調査としては、これは予想外に多い数字であり、実質的には運動の積極的賛成者は少数派であろう。

にもかかわらず、運動はかなりラディカルに展開されている。その全体像は次節以下でみるとおりであるが、ここでは飲酒規制を超える禁酒運動についてみておこう。国全体が禁酒法を施行することは、当面考えられておらず、また不可能であるが、地域によっては禁酒条令を施行した所もあるし、また禁酒地区や禁酒期間を定めるということはかなり広く行われているようである。禁酒期間は、「禁酒の9月」といった月間運動や、禁酒週間の設定というかたちで展開されている⁽²⁾。禁酒地区の設定も、新聞がしばしば伝えており、全国的には膨大な数にのぼるはずである。例えば、タジク共和国のカボンジエン地区では、地区ソビエトが禁酒宣言を採択し、「住民1人1人が暴飲とアルコールリズムに対する原則的・自覚的・非和解的戦士となる」⁽³⁾決意を表明した。アルマ・アタ州では、31の村が禁酒宣言をした⁽⁴⁾。ヴィニツク州の160の居住区では、村会（スホート）はアルコール飲料の販売の完全中止を決定し、州内の40%の店で販売が中止されたという。また州住民は自発的に密造酒製造装置6万2千個を提出したという。密造酒製造を止めたため、その原料となる砂糖の小売が17%減り、イーストは半分に減ったという⁽⁵⁾。ウリヤノフスク州では、州内全域で禁酒期間を設け、例えば農作業で多忙な5月には14日間禁酒期間を指定したという⁽⁶⁾。禁酒地区の設定は農村部が多いのであるが、最近では、キエフ市が、1989年から「禁酒・禁煙都市、体育都市、健全な生活様式都市」に移行すると宣言して話題になっている⁽⁷⁾。

(2) См. О трезвости, «СР», 16 августа 1987г.

(3) См. Решили всем миром, «Труд», 16 марта 1986г.

(4) См. Трезвость - норма жизни, «ЧиЗ», 1986г., № 4, стр. 42.

(5) См. За трезвость и здоровый быт, «Известия», 12 февраля 1986г.

(6) См. Колбин Г., Совершенствовать формы борьбы с пьянством, «СЮ», 1986г., № 17, стр. 29.

もっとも、禁酒地区といっても、酒類の販売を中止するだけであって、あまり効果はないようである。禁酒地区を設けると、その周辺で急激にアルコール中毒患者が増えるという⁽⁸⁾。ウリヤノフスク州では、村民集会の決定で105の禁酒地域が設定された。しかしそれは自分の地域だけ改善し、弊害を周辺地域にしわ寄せするだけであつた。最近のわが国の駐輪・駐車禁止地区の設定のようなものである。ハバロフスク道のヴァーゼム地区では、住民の70%の賛成投票で禁酒宣言をしたが、飲酒の実態は変わらず、次のソビエト選挙では推進派が大量に次点に泣いたという⁽⁹⁾。また禁酒地区は、その地位に安住してかえって飲酒規制がおろそかになっているといわれる。禁酒宣言をしたことを口実に、飲酒規制をさぼっているわけである。この種のことはソ連ではよくあることで、「古典的なカンパニア的自己欺瞞」などと呼ばれている⁽¹¹⁾。そのため、飲酒規制は禁止ではなく、説得の方法で行うべきだといった批判もある⁽¹²⁾。禁酒法について、「禁止的方法がいかに厳しくても、どの国でもその目的を完全に達成することができなかったことを、我々は知っている」といった醒めた見方もあ⁽¹³⁾る。

現在、行政的あるいは刑法的に規制されているのは暴飲であつて、飲酒一般ではないが、飲酒の習慣一般を根絶するのが最終的目的であるから、道徳上の問題としては少量の飲酒も批判を免れない。「いかに少量のアルコールでも体に有害である。生理学的視点からそれは正当化できない。禁酒はわが生活規範

(7) См. Сухой закон в Киеве ? «Известия», 8 сентября 1988г.

(8) См. Шевердин С., Указ. статья, «Коммунист», 1986г., № 12, стр. 68.

(9) См. Колбин Г., Указ. статья, стр. 29.

(10) См. Туман самогона над зоной трезвости, «СР», 14 августа 1987г.

(11) См. Там же.

(12) См. Рубинов А. З., Указ. статья, «СИ», 1986г., № 4, стр. 100.

(13) См. О трезвости, «СР», 16 августа 1987г.

となるべきである⁽¹⁴⁾。この種の発言は多い。100グラムのウォッカは、7500個の脳細胞を破壊するといった見解もある⁽¹⁵⁾。いわゆる文化的飲酒論が批判されていることについては先にもふれた。飲酒は教養の一部、社交の不可欠の媒介物であるといった「飲酒パーティーの美学」を捨てきれない者がなお多いと批判されている⁽¹⁶⁾。「暴飲から『騎士道的威光』を奪うときだ」ともいわれている⁽¹⁷⁾。「文化的飲酒などありえないことを忘れないようにしよう⁽¹⁸⁾」とか、文化的飲酒は「飲酒地獄」への道だといった主張が強力に展開されている⁽¹⁹⁾。

よく話題になるのは結婚式や、その他の祝祭日における飲酒である。健康や幸福を祈って乾杯するのがなぜ悪い、といった不満はなお根強いようであるが、今日では、このような場合の飲酒も厳しい批判の対象となっている。「ウォッカやワインなしには儀式ができないというのは根拠がない」とされ、「禁酒結婚式」の新しい伝統を作ろうといったことが呼びかけられている⁽²⁰⁾。ポロネジ地方では、禁酒協会の責任者が107の禁酒地区を設けたと誇らしげに語るので、結婚式はどうしているのかと訊ねると、当然のように、「結婚式では祝杯の音が聞こえる」と答えたため批判されている⁽²¹⁾。文化的飲酒まで禁止するのは至難のようである。

(14) См. Всего лишь капля алкоголя, «Син», 4 июня 1985.

(15) См. Опыт без секретов, «Труд», 15 июля 1986г.

(16) См. Равнодушные под маской, «Правда», 4 сентября 1987г.

(17) См. Решительный бой пьянству, «Правда», 13 мая 1985г.

(18) См. Овруцкий Л. М., Некоторые особенности антиалкогольного воспитания на современном этапе, «НК», 1987г., № 5, стр. 56.

(19) См. Пока еще не поздно, «Правда», 28 декабря 1987г.

(20) См. Против пьянства - единым фронтом, «Труд», 31 мая 1985. ; Свадьба без рюмки, «Труд», 23 июня 1985г.

(21) См. Если трезво рассудить, «Известия», 12 августа 1987г.

第三節 一九八五年飲酒規制法

1985年5月17日、ソ連邦最高会議幹部会の「暴飲との闘いの強化について」の幹部会令、ソ連邦閣僚会議の「暴飲およびアルコールリズムの克服ならびに酒類密造の根絶のための諸方策について」の決定、ソ連邦共産党中央委員会の「暴飲およびアルコールリズムの克服のための諸方策について」の決定が一斉に公表された。これは、ゴルバチョフ政権成立後の最初のまとまった法令群であり、新政権の体質の一端を内外に示すものとなった。この三種の決定の分業関係は次のとおりである。まず幹部会令は、飲酒をめぐる各種の逸脱行為に対する刑罰と行政罰による規制を定めている。閣僚会議決定と党中央委員会決定は、飲酒規制の具体的諸策を列挙しているが、前者は主として関係国家諸機関の、後者は主として党・労働組合・その他の大衆団体の活動内容を定めたものとなっている。また前者は直接的な飲酒規制政策が多いのに対して、後者は啓蒙活動等の間接的な政策が多い。これらの法令、決定の解釈・適用をめぐって、ソ連邦とロシア共和国の最高裁は、指導的解説や裁判概括を⁽¹⁾発表しているので、それらを参考にしつつ飲酒規制法の内容をみていこう。

(1) См. О практике применения судами законодательства, направленного на усиление борьбы с пьянством и алкоголизмом, «Бюллетень ВС СССР», 1986г., №1., стр. 1 ~ и 27~.; Бюллетень ВС СССР, 1986г., № 4, стр. 35 ~.; О некоторых применения судами РСФСР законодательства по борьбе с пьянством и алкоголизмом, «Бюллетень ВС РСФСР», 1986г., № 11, стр. 6 ~ .

(1) 幹部会令

まず幹部会令の内容である。既述のソ連邦の幹部会令を具体化したものとして、同日、ロシア共和国の最高会議幹部会も、「暴飲およびアルコールリズムとの闘いの強化、ならびに酒類密造の根絶の諸方策について」の幹部会令を公布している⁽¹⁾ので、双方を合わせてみていきたい。処罰の対象となる行為は次の6種である。

①公共の場での飲酒。公共の場（路上、公園、公共輸送機関等）で飲酒し、または泥酔状態で公共の場へ現われた場合、警告または20ルーブル以上30ルーブル以下の罰金に処す。同じ行為を1年以内に繰返したときは、30ルーブル以上50ルーブル以下の罰金に処す。1年以内に同じ行為を2度行っている者が再び繰返したときは、50ルーブル以上100ルーブル以下の罰金、または1カ月以上2カ月以下の矯正労働（20%の賃金控除）に処する。この場合（3度繰返した場合）、上記の処分で不十分と思われるときは、15日以下の行政拘束を科すことができる（以上行政罰）。泥酔状態での公共の場への出現は、それが人間の尊厳や社会道徳を侮辱するような場合にのみ、処罰の対象となる。

②職場での飲酒。職場で飲酒し、または酩酊状態で職場に現われた場合、30ルーブル以上50ルーブル以下の罰金に処する。組長、班長、番長、職長その他のリーダーが、職場で部下とともに飲酒し、酒気を帯びている者を仕事から排除する手段をとらず、または部下の飲酒もしくは酒気帯び出勤を隠匿した場合、50ルーブル以上100ルーブル以下の罰金に処する（以上行政罰）。最高裁解説によれば、本規則は労働時間外でも適用できる。労働時間内であれば、行政罰に

(1) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1985г., № 21, ст. 738. 以下ソ連の貨幣単位のルーブルが頻繁に登場する。ルーブルは国際的な流通性はないが、ソ連の国立銀行が発表している交換レートによれば、1988年10月5日の改定で1ルーブル＝213円である。闇レートでは円が数倍高く、そちらの方が実勢を反映しているともいわれる。現在労働者の平均賃金は約200ルーブルとされている（この数字にも高すぎるといふ異論がある）から、以下の罰金額等のもつ重みを推測することができる。

合わせて規律罰も適用しうる。

③未成年者に飲酒させる行為。未成年者を酩酊させた親またはその他の者は、刑事責任を追及されない場合、50ルーブル以上100ルーブル以下の罰金(行政罰)に処する。職場の上司が未成年者を酩酊させた場合、刑事責任を追及し、二年以下の自由剥奪もしくは矯正労働、または200ルーブル以上300ルーブル以下の罰金に処する。未成年者を泥酔に導いた場合は、5年以下の自由剥奪に処する。16歳未満の子が、公共の場で飲酒し、または酩酊して現われた場合、親またはそれに代る者は、30ルーブル以上50ルーブル以下の罰金に処す。

④酒類販売規則違反。商業企業および公共食堂の従業員によるウォッカその他の酒類の販売規則違反は、50ルーブル以上100ルーブル以下の罰金に処す。同行為を1年以内に反復した場合、刑事責任を追及され、2年以下の矯正労働、または200ルーブル以上300ルーブル以下の罰金に処し、3年以上5年以下の期間、同種の職務に就くことを禁止する。利益を得る目的で、少量のウォッカその他の酒類を買占め、転売した場合、50ルーブル以上100ルーブル以下の罰金に処し、投機の対象を没収する。本幹部会令自体には酒類販売規則の内容は記されていない。ソビエト刑法にはこの種の白地刑法的規定が多い。その内容は、後述の閣僚会議決定や訓令、地方のソビエト機関の決定等によって定められているのである。

⑤酒類密造。販売の目的なしに、自家製焼酎、チャチャ酒、アラク酒、桑酒、田舎ビールその他の自家製の強い酒類を製造もしくは保管し、または販売目的なしにこれらの製造器具を製造もしくは保管したときは、刑事責任を追及し、2年以下の矯正労働または30ルーブル以下の罰金に処する。同じ行為で有罪判決を受けたことのある者が同行為を反復したときは、2年以下の自由剥奪または1年以上2年以下の矯正労働に処す。先の行為を販売目的で行い、またはそれを販売したときは、1年以上3年以下の自由剥奪(財産没収を伴いうる)、2年以下の自由剥奪(財産没収を伴いうる)、または500ルーブル以上1000ルー

ブル以下の罰金に処す。同行為を反復したときは、財産没収を伴う3年以上5年以下の自由剥奪に処す。先の酒類を入手した者は、30ルーブル以上100ルーブル以下の罰金（行政罰）に処す。ここでの「販売」は、広義に解釈すべきだとされ、交換や便宜の提供等、何らかの物質的利益が伴えばこれに該当するとされている。

⑥飲酒運転。運転手が、酩酊状態で運輸機関、すなわちあらゆる種類の自動車、トラクター、その他の自動の車両、市電、トロリーバス、オートバイ、およびその他の機械的運輸手段を運転し、または酩酊状態にある者にその運転を委ねたときは、100ルーブルの罰金または1年以上3年以下の運転免許停止に処す（行政罰）。1年以内に同行為を反復したときは、刑事責任を追及し、1年以下の自由剥奪、2年以下の矯正労働、または300ルーブルの罰金に処す（3年以上5年以下の免許停止を伴う）。本条によって有罪となった者が同行為を反復したときは、3年以下の自由剥奪に処す（5年の免許停止を伴う）。免許を持たないものが酩酊状態で運転し、または酩酊状態にある者に運転を委ねたときは、100ルーブルの罰金に処す（行政罰）。運輸手段の整備・利用に責任を負う公務員が、酩酊状態にある者に運転を許したときは、100ルーブルの罰金に処す（行政罰）。同行為が刑法典第211条の定める結果（人身・物損事故）を惹き起したときは、刑事責任を追及し、5年以下の自由剥奪、2年以下の矯正労働、または100ルーブル以上300ルーブル以下の自由剥奪に処す（運輸手段の整備・利用に責任を負う職務に5年以内の期間就くことを禁止する）。

処罰の対象とされている以上の行為は、ほとんどすべてが従来から刑法と行政処罰法典によって規制されていたものであるが、本幹部会令は著しく処罰を重くしたものである。例えば、公共の場での飲酒行為は、従来は最高で30ルーブルの罰金であったが、本法では100ルーブルにまでなり、行政拘束を科すこともできる。本幹部会令で新しく行政罰の対象となったものとしては職場での飲酒行為がある。従来職場での飲酒は、規律罰（解雇等）の対象とはなっても、

行政罰には馴染まないといみなされていたのであるが、そのような甘い態度は許されなくなったのである。⁽²⁾ もっとも企業内には民警はおらず、管理部や保安職員、人民自警隊が取締まるというのであるが、⁽³⁾ とてもうまくいくとは思われない。

1985年10月には刑法典と行政処罰法典の改正・追加がなされ、本幹部会令の内容が両法典に組み込まれている。⁽⁴⁾ 本幹部会令には含まれていないが、数ヶ月の経験を踏まえ、10月の刑法改正の際に二つの新しい条項が追加された。一つは刑法第226条（売春宿の経営等）であり、次の条項が付加されている。「飲酒のための隠れ家の組織化または経営、同じ目的のための部屋の体系的な提供は、2年以下の自由剥奪、2年以下の矯正労働、または300ルーブル以下の罰金に処する」。公共の場での飲酒が禁じられたため、飲酒のための巢窟が作られているわけである。売春宿と同列に扱われているのがおもしろい。もう一つは、行政処罰法典第151条（小投機）である。同条は、小投機の対象を列挙しているが、その冒頭に「ウォッカその他のアルコール飲料」の語が追加されると同時に、罰金額が高められた。酒類の入手が困難になったため、その買占・転売で利益を得る行為が増えているわけである。

この幹部会令の定めている処罰には、刑罰と行政罰の二つがある。刑罰を加える機関はもちろん裁判所であるが、行政罰の場合は、個々の行為毎に個別に定められている。例えば、市・地区執行委員会内務部長（代理）、市・地区執行委員会付属行政委員会、市・地区執行委員会付属反暴飲闘争委員会、未成年者問題委員会、人民裁判官等である。場合によっては、事件は企業等の同志裁判所または反暴飲闘争委員会に送られ、後者は、「社会的補導処分」として、

(2) См. Данилов Р., Меры по усилению борьбы с пьянством и алкоголизмом и проблемы их реализации, «СГип», 1985г., № 9, стр. 47.

(3) См. Цель и средства, «Известия», 26 ноября 1985г.

(4) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1985г., № 40, ст. 1398.

50ルーブル以下の罰金に処することができる。裁判所は、本幹部会令の違反者の行為能力を制限したり、1年以上2年以下の期間治療・労働予防施設への収容を命じることができる。民警は、違反者を3時間以内行政検束し、身体検査・捜索・没収を行うことができる。公共の場で、中程度の、または重い酩酊状態にある者は、「禁酒療養所」(トラ箱)に収容される。民警は、違反者から密造酒およびその製造器具を没収し、廃棄する。企業管理部は、上記の①③④項で処分された者について、ボーナス、諸施設利用、住宅配分の問題で、不利益処分を行うことができる。

その後、サマゴン(密造酒)規制のための法改正がなされることについては後述する。また88年には、酩酊状態で船舶の操縦を行うこと等を処罰する条項が、行政処罰法典に追加された⁽⁵⁾。

(2) 関係会議決定・党中央委員会決定

次にソ連邦関係会議決定「暴飲およびアルコール依存の克服ならびに酒類密造の根絶のための諸方策について」(1985年5月7日)の内容をみていこう。それは、関係国家機関に種々の政策の実行を指示したものとなっているが、その基本的内容は次の六つに分類できる。①取締活動の強化。民警その他の関係機関による反飲酒闘争強化、②具体的な飲酒規制の方法。ウォッカ類は特別の店でのみ販売する。生産・建設企業、教育施設、寄宿舎、児童施設、病院、サナトリウム、休息の家、ターミナル駅、港、空港、文化・演芸施設、勤労者の散策・休息場所、商店街の近くでのアルコール飲料の販売の禁止。21歳未満の者へのアルコール飲料の販売の禁止。酒類の販売は午後2時以降とする。ウォッカ類は小瓶で販売すること。③反飯酒啓蒙活動の展開。出版・映画・テレビ等による反飲酒キャンペーンの展開、反飲酒教育の展開。④医療面からの反飲酒闘争。治療・労働予防施設の建設、アルコール中毒治療施設の拡大、反飲酒の

(5) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1988г., № 12, ст. 341.

啓蒙活動・医療援助、反飲酒の薬品開発、専門医療従事者の養成。⑤飲酒に替る娯楽の提供。余暇の有効利用のための映画館・文化施設・クラブ・図書館・スポーツ施設・公共食堂の建設、集团的菜園の奨励。日曜大工・工芸道具、自動車・オートバイの部品、映画・写真器具、絵具・絵筆、日用品の半製品、工業製品の部品・材料の販売の拡大。喫茶店、軽食堂、アルコール飲料を販売しないカフェー、バーの増設、公共食堂のサービスの向上、家族で休息できるサービス形態の発展。⑥その他の諸策。給与の銀行払い込みの拡大。コルホーズ等からの余剰果物の買入拡大。企業・コルホーズ・その他の団体等による市民からのブドウ酒やその原料の買入の禁止。地方機関（主としては州レベル）は、その実情に応じてさらに本決定の内容を具体化する。このような規則に違反すれば、先の酒類販売規則違反に該当することになる。

党中央委員会決定「暴飲およびアルゴリズムの克服のための諸方策について」の内容は次のとおりである。それは先ず、暴飲・アルコール飲料の濫用のような有害な習慣は共産主義的モラルと相容れないこと、しかるに近年この問題が深刻化していること、従来の反飲酒闘争は満足な成果を上げていないことを指摘している。また、文学やマスコミの作品で、「文化的な」ほどよい飲酒が何か魅力的なたしなみであるかのように描かれるのは許し難いことや、飲酒規制を不可能とみなすような態度との闘いの必要性が指摘されている。党・国家の関係諸機関への呼びかけに続いて、関係諸組織に次のような提案がなされている。ソ連邦医学アカデミー等の組織は、暴飲・アルコール中毒の予防・克服の総合計画を作成すること。全連邦労働組合中央評議会は、違反者に対して、ボーナス、休息の家の利用権等の特典の剥奪等の手段を厳格に適用するよう保証する。余暇の活用のため、文化活動、旅行、芸術活動、科学・技術活動、園芸等を盛んにする。コムソモール組織は、パーティーや寄宿舎での飲酒と闘わなければならない。高等教育省その他の関係機関は、反飲酒教育の統一的システムを作成し実行する。イデオロギー機関、マスコミ、作家団体、「知識」

協会は、反飲酒プロパガンダを改善する。作品中に酒宴を宣伝するような要因を紛れ込ませてはならない。クラブ・文化施設・スポーツ施設の拡充。ソ連邦の内務省・検察庁・司法省・最高裁による取締の強化。全連邦自発的禁酒闘争協会を創り、機関誌を発行することが望ましい。1986年以降毎年ウォッカ・リキュール類の生産を縮小し、1988年までには、果実酒の出荷を完全に止めることが必要である。同時に非アルコール飲料、ジュース、クワス、ジャム、果実、漿果の生産・販売の増加を保証すべきである。

1985年10月には、新しい「反暴飲闘争委員会規程」(ロシア共和国最高会議)が制定された。⁽¹⁾ 反暴飲闘争委員会は、上は共和国閣僚会議に付属して、下は市・村レベルの執行委員会に付属して設置される。その任務は、主として関係機関の反飲酒活動の統制にあるが、職場での飲酒や酒類販売規則違反の場合は、この委員会も行政罰(罰金)を科すことができる。この決定は、執行委員会または人民裁判所にその取消を求めることができるが、その決定は最終的である。また同10月「企業等反暴飲闘争委員会規程」が制定され、⁽²⁾ 各企業等にもこの種の委員会が設置されることになった。それは職場での反飲酒闘争を行い、公共の場での飲酒等、先の幹部会令で禁止されているような行為について、警告・譴責・50ルーブル以下の罰金という社会的補導処分を決定することができる。この処分に不服の者は、企業等の労働組合委員会に訴えることができるが、後者の決定は最終的である。

同じ1985年10月、ロシア共和国「未成年者問題委員会規程」も改正され、⁽³⁾ 違反行為のなかに、未成年者による飲酒等が追加され、補導処分も強化された。同じくロシア共和国「同志裁判所規程」が改正され、⁽⁴⁾ 違反行為に職場での飲

(1) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1985г., № 40, ст. 1399.

(2) См. Там же, ст. 1397.

(3) См. Там же, ст. 1400.

(4) См. Там же, ст. 1401.

酒等が追加され、補導処分も強化された。ロシア共和国「保健法」と「慢性的アルコール中毒患者の強制治療および労働再教育についての幹部会令」も改正され、⁽⁵⁾強制治療処分が強化された。

第四節 飲酒規制の展開

(1) 飲酒規制の法体系

前節で紹介した1985年の諸法の外に、飲酒規制に関する規則は種々の法令に散在しており、それらを総動員して飲酒との闘いが展開されている。特に最高裁の各種の指導的解説は、それらを体系的に整理して、繰り返しその積極的な運用を働きかけている。ここでそれらを整理しておこう。一般にソ連では、法違反に対する責任を民事責任（民法）、刑事責任（刑法）、行政責任（行政処罰法）、規律責任（労働法）の四つに分け、それぞれに、損害賠償その他、刑罰、行政罰、規律罰といった処分を対応させている。その他の強制処分として、補導処分（未成年者問題委員会、同志裁判所、反暴飲闘争委員会等）、社会処分等がある。85年の幹部会令の主たる内容は刑罰と行政罰に関するものであった。ここではそれ以外のものを中心にまとめておきたい。

飲酒規制法違反者に対する民事上の責任追及としては、行為能力制限、親権剥奪、損害賠償等の問題がクローズアップされてきており、これらの制度の積極的活用が推し進められている。

①行為能力の制限。ロシア共和国民法典第16条によると、裁判所は、酒類または麻薬の濫用によって家族を困難な物質的状况においている者の行為能力を制限することができる。限定行為能力は酒類または麻薬濫用者のためだけの制度であり（他に行為無能力の制度はあるが）、本人の意思能力の有無とは無関係に、家族を経済的に救済するための制度である点に特徴がある。かつてソ連

(5) См. Там же, ст. 1398.

では、ブルジョア民法とは異なって、「浪費者」に対する行為能力の制限は社会主義社会では問題にならないと言っていたのであるが、本制度はそれに似た制度であると言える。限定行為能力者には保佐人を付するが、保佐人の同意なしには前者は重要な法律行為を行うことができない。これは特に、給与をすぐに酒につぎこむといった行為を阻止することが目的とされている。⁽¹⁾ 限定行為能力者は、給与・年金等を直接受け取ることができないし、酒を買うこともできないのである。行為能力制限の申立ができるのは、家族の他、労働組合等の社会団体、検察官、後見機関等であるが、実際はほとんどの場合、検察官が申立てているといわれる。⁽²⁾ 家族が申立てを行っても、裁判所が（不当にも）受理してくれないといった事情もあるという（このような理屈に合わないことも、ソ連では日常的現象だから、いちいち腹を立てても仕方がないのである）。80～84年に、行為能力制限裁判は23.8%増え、その96%は申立を認めたという。⁽³⁾

③親権の剥奪。ロシア共和国家族法典第59条は親権剥奪の制度を定め、その要件を列挙しているが、その中に「慢性的アルコール中毒または麻薬常用者で

(1) 例えば、月300ルーブルの収入のうち、150～160ルーブルだけ妻に渡して、残りで飲んでいた男の行為能力を制限したといった例が紹介されている。См. Ограничивать дееспособность пьяниц, «Социалистическая Законность», (以下「СЗ」と略す) 1986г., № 12, стр. 26.

(2) 例えば、沿海道で調査した120件のうち、家族の申請は5件のみで、チュバシ自治共和国で調査した190件はすべて検察官の申請によるものであった。См. Смирнов Л., Применение законодательства о борьбе с пьянством и алкоголизмом, «СЮ», 1986г., № 22, стр. 7.

(3) См. Ограничение дееспособности граждан, злоупотребляющих спиртными напитками, «Бюллетень ВС СССР», 1986г., № 4, стр. 41. 行為能力制限に関する文献は目立って多く、この問題に力が入れていることを物語っている。См. Авиллина И., Основания ограничения дееспособности, «СЗ», 1987г., № 9.; Ограничение дееспособности граждан, злоупотребляющих спиртными напитками, «СЮ», 1986г., № 11.; Обзор судебной практики по делам об ограничении дееспособности граждан, злоупотребляющих спиртными напитками, «Бюллетень ВС РСФСР», 1987г., № 6.

あること」も含まれている。ソ連では一般に家庭内の出来事も純然たる私事とはみなさず、誤れる家族に対する社会の介入を重視するのであるが、親権剥奪制度もそのような観点から重視されてきた。飲酒規制下でこの制度の意義はいっそう強調されるようになった。申立権者は、他方の親の外、検察官や社会団体等である。過去5ケ年で、親権の剥奪例は35%増えたという⁽⁴⁾(86年)。

④住宅立退請求。ロシア共和国住宅法典第98条によれば、裁判所は、共同生活規則違反者や親権を剥奪された者に、代替住居を提供することなく、国有住宅から退去を命じることができる。この条項も飲酒との関係で活用すべきだといわれている⁽⁵⁾。しかし住宅不足の現状では、この制度の活用も難しい。追い出された酒乱者は、住所不定となってますます浮浪化するからである。

⑤損害賠償。ロシア共和国民法典第453条によれば、責任無能力の状態で損害を与えても賠償責任を負わないのであるが、アルコール飲料や麻薬等の利用でそうなった場合は、責任を免除されないことになっている。このことは、後述の刑事責任についても同様である。また酩酊状態にあることは、「重大な過失」を認定する根拠となる。「重大な過失」の存在は、過失相殺の計算等で損害賠償に大きな影響を及ぼす。さらに労働法上の損害賠償の問題もある。ソビエト労働法は、労働者が所属企業に損害を与えた場合の賠償責任を厳格に追及するよう求めているが、同時に、加害労働者の負担能力も考慮に入れて、限定賠償制度(例えば平均給与の3分の1を負担限度とする等)を設けている。しかし飲酒が原因で企業に損害を与えた場合(実例では飲酒運転で事故を起し、企業が被害者に損害賠償を余儀なくされたというケースが多い)、加害労働者は完全賠償責任を負うことになっている⁽⁶⁾。

(4) См. Бюллетень ВС РСФСР, 1986г., № 1, стр. 29.

(5) См. Рясенцев В., Использование норм гражданского и семейного права в борьбе против пьянства, «СЮ», 1986г., № 5, стр. 8.

(6) См. Ведомости Верховного Совета СССР, 1983г., № 33, ст. 507.

⑥家族法上は、夫婦財産の分割に際して、飲酒常習者の持分は減額される。また飲酒による病気・けがで労働能力を失っても、他方の配偶者は扶養の義務を負わない。

刑法上の問題は前項でとりあげたのであるが、それ以外の問題点として次のようなものがある。

①財産没収。ソビエト刑法は、伝統的に刑罰の一つとして財産没収刑を定めてきた。最近特に酒の密造事件について、この刑罰を完全に適用することが要求されている。財産没収刑は、例えば密造した酒とか、酒の投機で獲得した財産のような犯罪の結果得た財産として当然に没収されるものとは別に、合法的財産に対して向けられるものである。財産没収刑は、法定刑として定められていなくてもあらゆる利欲的犯罪に付加刑として適用できる。ソ連邦最高裁によると、1986年の場合、酒密造の有罪者のうち財産を没収されたのは24.7%、1987年前半で27.2%にすぎないという。累犯で財産没収が義務的な場合（ロシア共和国刑法典第158条4項）でも、58.5%しか適用していないという（86年）。最高裁はこの刑罰を積極的に適用するよう指示し、適用しないときはその理由を判決中に書くように下級審に命じている⁽⁷⁾。

②加重要件としての飲酒。ロシア共和国刑法典第11条は責任無能力の規定をおいているが、続く第12条は、「酩酊状態で罪を犯した者は、刑事責任を免れない」と定めている。理論的には説明は困難であろうが、飲酒の場合は責任無能力の状態であっても刑事責任を免れないのである。さらに同第39条は責任加重事由を列挙し、その中に「酩酊状態での犯罪」が含まれている（具体的事情に応じて裁判所はこれを加重要件としないこともできる）。最近のソビエト文献では、この第39条が実際には適用されていないとして批判されているが、飲

(7) См. Бюллетень ВС СССР, 1988г., № 1, стр. 19. ; Бризе Р., Гордеев В., Правильно применять конфискацию имущества по делам о самогонварении, «СЗ», 1988г., № 4, стр. 31.

酒を加重事由として考慮に入れている判決は、3分の1程度にすぎないとい⁽⁸⁾う。飲酒による犯罪であることが認定されながら、それが刑罰に反映しておらず、そもそもそのような問題意識が希薄であるとされてい⁽⁹⁾る。市民の意識の上でも、飲酒は犯罪の弁解事由になるとする見方が残っているとい⁽¹⁰⁾う。

③その他の刑法規範。商業企業・公共食堂等の従業員が、倉庫・商品基地・貯蔵室等の酒類を個人的利益のために販売したときは、刑法典第156条の3（商業規則違反）を、同じく報酬を受けて酒類を販売したときは刑法典第156条の2（サービス業における不法な報酬の受領）を適用すべきだとされている。投機目的の人物に酒類を販売したときは、販売者も投機行為の共犯者となりうる。酒類の転売等が、刑法上の投機となるか、それとも行政上の違法行為（既述）となるかを分ける基準は、30ルールとされている。

次に、規律罰としては次のようなものがある。ロシア共和国労働法典第33条7項によれば、酩酊状態で職場に現れることは解雇事由となる。勤務時間中（昼食時も）に飲酒しても同じである。解雇に際しては労働組合の同意が必要であるし、また解雇はその事由が露見してから1ヶ月以内に行わなければならない（同第35条）。この条件に違反した解雇が多く、そのため結果としては解雇は無効となり、その間の給与も支払わなければならない、企業が大きな損害を受けるといったケースもかなりある。そのため、正確な手続に基づく解雇の必要性が強調されている。また同法典第254条3項は、教育従事者の責任を強化し、「その仕事の継続と両立しない非道徳的行為」を解雇事由としているが、飲酒規制法に違反した場合（公共の場での飲酒、酒の密造等）にはこの条項を適用すべきだとされてい⁽¹¹⁾る。部下の飲酒を放任した上司は、労働法典第33条3項（職

(8) См. Гусев С. И., Практика применения судами законодательства о борьбе с пьянством, «СГиП», 1986г., № 4, стр. 58.

(9) См. Бюллетень ВС СССР, 1986г., № 1, стр. 30.

(10) См. Никаких полумер, «Вечерняя Москва», 3 июля 1972г.

(11) См. Бюллетень ВС СССР, 1986г., № 1, стр. 4-5.

務不履行)で解雇しうる。⁽¹²⁾

その他の規律罰としては、ボーナスや年間特別手当の権利の全部または一部の剥奪、サナトリウムや休息の家の優先利用権の剥奪、休暇の短縮、休暇を不便な時期に回すこと、住宅配分順位を後回しにすること等がある。

治療・予防方法としては次の制度の活用が奨励されている。まず刑法の定める強制医療処分である。ソビエト刑法は、精神病患者に対する強制医療処分と並べて、アルコール中毒患者・麻薬患者に対する強制医療処分の規定を特に設けている(ロシア共和国刑法典第62条)。既述のように、精神病患者の場合は責任無能力で刑事責任を追及できない場合があるが、アルコール中毒患者の場合は、強制医療処分にプラスして刑罰が科されることになる。最高裁の指導的解説その他では、この制度があまり活用されておらず、強制医療処分の適用例が少ないことがしばしば批判されている。ただ最近第62条の適用例が2～3倍増大し、有罪判決を受けた者のうち第62条を適用された例は、76年の9.6%から84年の16.2%に増えたという。⁽¹³⁾

アルコール中毒患者の治療施設としては治療・労働予防所がある。1985年10月に「慢性アルコール中毒患者の強制治療・労働再教育について」の幹部会令が改正され、施設の改善と活用が画られている。刑罰としての強制治療とは別に、自発的に入所することもできるが、それを拒む者に対しては、裁判所の決定によって1～2年間強制的に入所させることができる。裁判所への提訴権者は、国家機関、社会团体、勤労集団、家族、近親者、対暴飲闘争委員会等である。この制度も十分に活用されていないことが批判されているが、同時に、医療の内容が不十分で効果が上がっていないこと、治療を要しない者の強制入所がかなりみられること等の弊害も指摘されている。⁽¹⁴⁾

(12) См. Бюллетень ВС СССР, 1986г., № 3, стр. 10.

(13) См. Бюллетень ВС СССР, 1986г., № 1, стр. 30.

(14) См. Смирнов Л., Указ. статья, стр. 6.; Бюллетень ВС РСФСР, 1987г., № 5, стр. 13.

(2) 飲酒規制の実態

次に法を適用する段階での反飲酒闘争の状況をみてみよう。まず裁判官も積極的に反飲酒活動に関与することを求められている。その特徴を三つあげたい。第一に、裁判官は大衆集会で講演や演説を行っている。啓蒙活動の一環として反飲酒の集会がしばしば開かれているが、裁判官もそれに参加しているのである。例えば、「暴飲—それは犯罪への道である」、「法律の要求に照した暴飲・アルコールリズムとの闘い」といったテーマで講演している。裁判の独立の観点から問題があろう。裁判官をはじめ、法律家との対話集会を定期的に開いている企業もあるとい⁽¹⁾う。

第二に出張法廷の問題である。ソ連では、法律上の根拠はないと思われるが、慣習によって出張法廷なるものがしばしば行われている。これは裁判所の建物を離れて、法違反の行われた場所（工場、建築現場、居住地等）で裁判を行うものである。もともとソビエト法は、裁判の目的の一つとして、市民の法律教育を掲げているのであるが、出張法廷の主たる目的も、そこにおかれている。特に飲酒関係の裁判は、刑事であれ民事であれ、原則として出張法廷で行うべきだとされている。出張法廷には、勤労集団等を中心に民衆が動員され、反社会的行動を行う傾向のある者、労働規律違反者、共同生活規則違反者等を参加させるべきだとされている。ソビエト文献には、飲酒事件に関する出張法廷の実例が、断片的ではあるが数多く紹介されている。それによると、参加者は数百人にのぼることも多く、裁判が終ればその場で裁判関係者を中心に討論集会が開かれたりしている。例えば、ボロネジ市で開かれた酩酊状態でなされた個人財産の窃盗事件の裁判は、市の禁酒クラブと合意の上、「文化の家」で開かれ、2年の自由剥奪と強制治療処分が言い渡された。裁判には地域の大酒飲み、規

(1) См. Нуртдинова А., Участие трудовых коллективов в преодолении пьянства и алкоголизма : опыт и предложения, «СЮ», 1987г., № 5, стр. 13.

律違反者、社会秩序違反者等の教育対象グループ、人民自警隊や反暴飲闘争委員会のメンバー、学校の上級クラスの生徒、他の住民等400人以上が出席した⁽²⁾という。

裁判というよりも、大衆教育のための見せしめ的なショーであって、公正な裁判、裁判の独立という観点から問題が多い。一般にソ連では種々の制度が教育的効果を目的としているが、市民を子供扱いし、教育対象とする見方は、反民主主義的であると言わなければならない。最高裁によれば、飲酒による行為能力制限裁判の場合、その4分の1は出張法廷で行われている。密造酒事件の32%は出張法廷で審理されているといわれる⁽³⁾。ロストフ州では、飲酒が原因の離婚訴訟について、85年は67件、86年は52件の出張法廷が開かれたという⁽⁴⁾。タタル自治共和国では、密造酒事件の3分の1は出張法廷で行われているとい⁽⁵⁾う。この種の断片的情報は多い。

第三に特別決定である。ソビエト訴訟法は、民事も、刑事も、特別決定という制度を定めている。裁判所は犯罪や法違反・社会の欠陥の原因や条件を解明し、特別決定という形式で関係機関等に善処するよう要求することができる。特別決定の名宛人は、1ヶ月以内に、いかなる処置をとったかについて裁判所に通知しなければならない。裁判所は、単に犯罪・紛争の事後処理機関であるばかりでなく、その背景・原因を追及すべきであり、その予防に対しても責任を負っているのである。飲酒関係の事件では、特にこの特別決定の制度を活用

(2) См. Андреев Ю., Совместные усилия - борьбе с пьянством и алкоголизмом, «СЮ», 1986г., № 18, стр. 14.

(3) См. Проблемы борьбы с пьянством, алкоголизмом, и наркоманией на региональном уровне, «СГиП», 1988г., № 1, стр. 97.

(4) См. Изварина А., Организация работы народных судов по борьбе с пьянством, «СЮ», 1987г., № 3, стр. 7.

(5) См. Тазетдинов А., Деятельность судов и учреждений юстиции татарии по борьбе с пьянством, «СЮ», 1986г., № 4, стр. 3.

することが求められている。例えば、飲酒を理由とするある解雇の撤回訴訟では、職場で、管理者の同意のもとに酒盛が開かれ、次の日も飲んだくれていたという。しかるに管理者が解雇したのは1人だけで、中心メンバーだった男(作業班会議メンバー)は何の責任も問われず、その男を解雇する会議にも出席していたという。裁判の過程でこのことが明らかになったので、裁判所は企業の総支配人宛に特別決定を発し、関係者全員の処分を促した⁽⁶⁾。

ボロネジ州裁判所は、85年に128の特別決定をだしたが、その26%は飲酒関係であった⁽⁷⁾。ウクライナでは、飲酒関係事件の3分の1には特別決定がでているという⁽⁸⁾。タタール自治共和国では、84年には全刑事事件の9%について特別決定がだされたが、85年には13.5%に増えたという⁽⁹⁾。アルハンゲルスク州では、85年6月、特別決定がだされたのは刑事事件の15%だけだったが、そのうち半分は返事がなく、またただの1件も事後の追跡調査はされていないと批判されている⁽¹⁰⁾。このような裁判のあり方や裁判官の活動も、裁判の中立性を侵すものであり、司法の独立を危うくするものである。

次に取締機関の活動である。彼らは、日常的な活動とならんで、「抜き打ち検査」(рейд)を行っている。抜き打ち的な立入り検査は、検察・民警機関を中心に、人民自警隊や反暴飲闘争委員会等の社会団体、マスコミが協力するかたちで行われており、ソ連邦検察庁の機関誌『社会主義的合法性』誌や各種の

(6) См. Обеспечить строгое соблюдение законодательства, направленного на укрепление трудовой дисциплины и борьбу с пьянством, «СЮ», 1986г., № 7, стр. 6.

(7) См. Макаров А., Применение судом антиалкогольного законодательства, «СЮ», 1986г., № 13, стр. 25.

(8) См. Якименко А., Не ослаблять борьбы с пьянством и алкоголизмом, «СЗ», 12 августа 1987г.

(9) См. Тазетдинов А., Указ. статья, стр. 3.

(10) См. Наравивать усилия по преодолению пьянства и алкоголизма, «СЮ», 1985г., № 18, стр. 2.

新聞誌上には、その成果がしばしば紹介されている⁽¹¹⁾。例えば、ゴメリ州では、9ヶ月間に63回の抜き打ち検査が行われたという⁽¹²⁾。検査の対象となるのは、公共の場所、企業内、市民の住宅、酒類販売店・レストラン等である。禁酒となっている列車内の検査も行われている⁽¹³⁾。モスクワーヤロスラブリ鉄道管区では、85年の6～12月に69人の運転士が職場で酩酊状態にあったという⁽¹⁴⁾。従来企業内の飲酒は規律罰の対象でしかなかったから、その規制は企業管理部が行っていたのであるが、企業内部の馴れ合い的雰囲気のため、それも黙認されることがしばしばあった。しかし新法により企業内の飲酒行為は行政上の違法行為ともなったので、民警等の取締の対象となったのである。そこで検察・民警は抜き打ち的に企業内を検査し、酔っ払いを摘発する活動を行っている。特

(11) См. Что показали рейды по борьбе с пьянством и алкоголизмом, «СЗ», 1985г., № 12, стр. 33. 次は、オレンブルグ市の抜き打ち検査「法秩序作戦」の様子を伝える記事の一部である。「ドアのベルを鳴らす。顔をだした男は困惑の態で後ずさりし、用心深く体を堅くしている。並んで12歳位の女の子がいる。検査官一君はこの住人ではないはずだが。男一姉が出かけたので留守番なんでさ。姪の世話や修理ややることがいっぱいなんで。男は敵意ある眼差でこちらの様子を窺い、ドアの所から動こうとしない。検査官は部屋の中に何かの容器を見つけ、持ってくるように命じる。40リットルの田舎ビールだ。検査官は書類を作る。男一修理を手伝ってくれる人へ御馳走したかっただけなんでさ。書類を作らないですますわけにはいかないですかね。検査官は答えもせず分量を量る—これから19本のサマゴンができるな。同じ区画のデミドフの家へ行く。検査官は主人の肩越しに10リットルの田舎ビールの瓶を見つける。たった今違反をしていないと誓ったばかりの夫婦はウソを暴かれた。2人はさまり悪そうに謝ったり、途方に暮れたり、とりいろうとしたりする。一分かったださい。兄がシベリアからやって来るんです。歓迎したかったんです。一私は最近管理経営部主任に任命され、夫は先進的労働者で党员です。3年間職場で人民統制を指導しました。スキャンダルになります。お願いします、職場に知らせないで下さい。結局アパートの1区画〔10数戸程度か〕で摘発された違反は3件だった」。См. Самогонная лихорадка, «Син», 29 марта 1988г.

(12) См. Очередь за похмельем, «Син», 17 ноября 1987г.

(13) См. Янко В., Усиление борьбы с пьянством на транспорте, «СЗ», 1985г., № 11, стр. 33.

(14) См. Новиков А., Борьба за трезвость на транспорте, «СЗ», 1986г., № 5, стр. 28.

に力が入れているのは密造酒の摘発である。これはアパートを抜き打ち的に搜索し、隠匿している自家製の酒を摘発・没収している。市民はかならずしも協力的でないようである。⁽¹⁵⁾しかし強圧的な搜索の行われている隣の部屋では、大酒盛が開かれており、民警もそれを知っていながら、すでにノルマを果たしたので、見て見ぬふりをしている—といった光景が従来のソ連からは浮かんでくるのであるが、今はどうであろうか。

既述のとおり、民警機関は、飲酒規制違反者を3時間以内拘束し、必要な場合には、身体や物品の搜索や書類・物品の没収を行うことができる。街頭や公共の場で、重い、または中程度の酩酊状態にある者を、「トラ箱」に収容し、その費用を本人に負担させる。この施設は悲喜劇の材料としてソビエト文献によく登場する。87年に、全国で数十万人がトラ箱に収容されたという。⁽¹⁶⁾さらに民警は、密造酒およびその製造装置を没収し、投棄・破壊する。飲酒規制の違反者の所属企業等に、違反事実を通知する。もともとソ連の民警は、自らが正義と信じることを実行するうえで何の障害（人権等の障害）も感じないであろうが、さらにこれらの権限によって、人権蹂躪的な取締りも含めて、上記のような抜き打ち検査を行っているわけである。ソ連では「私的」な分野の存在を認めないから、民警は家庭問題に介入するななどとは言わない。反対に、両親が酒に溺れている間に少女が非行化したとか、酒乱の夫の暴力に苦しんで離婚したが、別居できず（ソ連の住宅事情では、離婚後も同居が続くのがむしろ普通である）、家庭が荒廃しているといった事例において、民警が介入しないことがむしろ批判されている。⁽¹⁷⁾

(15) См. Шинкарка валя и другие, «Труд», 25 октября 1985г.

(16) См. Алкогольный промысел, «Труд», 8 июня 1988г.

(17) См. Равнодушие под маской, «Правда», 4 сентября 1987г. ; Не семейное дело, «СЗ», 1986г., № 11, стр. 38-39. 民警の介入は、住居の不可侵という原則に反するのではないかという疑問に対して、酒乱の被害を受けている者にとって、家庭は「拷問部屋」になってしまっており、彼らにも不可侵の権利があるはずであるという反論

次に行政的規制をみてみよう。飲酒規制のなかで一番重要な役割を果たしているのは販売規制である。具体的な規制は市・地区レベルで様々に行われている。酒類販売許可店（レストラン・カフェー等も）の制限、販売時間の制限等が特に重要である。ソ連邦の7万5千の公共食堂のうち、4万では酒類の販売を止めたという。⁽¹⁸⁾ オムスク市では酒類販売店が262から98に減り、ゴメリ州では2割程度にまで減った。⁽¹⁹⁾ アストラハン市は、人口50万であるが、ウォッカ販売店は1店だけで、チェラビンスク市では地区（ライオン）に1店しか酒類販売店がないという。⁽²⁰⁾ モスクワ市では、酒類の販売は午後2時～7時（日曜日は午前11時～午後6時）に限られ、土曜・日曜は、ウォッカ等の強度の酒類の販売は禁止された。⁽²¹⁾ ウリヤノフスク市・州では、食堂・カフェーでの酒類販売は中止され、酒のコップ売りも閉鎖された。ウォッカはレストランのメニューから消え、強いワインの販売も禁じられた。週3回酒類を販売しない日も設けられた。当地では年々飲酒量が増えていたにもかかわらず、このような措置の結果、1985年には飲酒量が25パーセント減ったという。⁽²²⁾ 1人当りの販売量を、ウォッカ1本、ワイン2本というように制限することも行われている。⁽²³⁾ これらの規則の違反も含めて、民警は、86～87の2年間で約7万件のアルコール飲料販売規則違反を摘発したという。⁽²⁴⁾ 85年8月には、アルコール飲料の10%～30%の値上措置がとられ、例えば0.5リットルのウォッカは、6ルーブル80

がなされている。См. Домашний пьяница, «Труд», 19 марта 1986г.

(18) См. Все меры воздействия, «Труд», 7 июля 1985.

(19) См. Очередь за похмельем, «Син», 17 ноября 1987г. ; Никаких уступок пьянству ! «Син», 23 декабря 1986г.

(20) См. Алкогольный промысел, «Труд», 8 июня 1988г.

(21) См. Жевлаков Э., Ответственность за нарушение правил торговли спиртными напитками, «СЗ», 1986г., № 11, стр. 30.

(22) См. Трезвость - норма жизни, «ЧиЗ», 1986г., № 4, стр. 42.

(23) См. Постояльцы очереди, «СР», 22 августа 1987г.

(24) См. Алкогольный промысел, «Труд», 8 июня 1988г.

カペイカとなった。しかし値上げ自体はあまり効果がないといわれている⁽²⁵⁾。

その他、悪質飲酒者は、党規律違反者として降格、除名等の処分を受けることがある。例えば、ウリヤノフスク州では、85年に、飲酒が原因で185人が除名されたという⁽²⁶⁾。労働組合からの除名もしばしば話題になっている。

アルコール中毒の治療効果の問題も重要なテーマとなっている。また患者が自発的に治療を受けようとしなない問題について、匿名治療の実施が日程にのぼっている⁽²⁷⁾。個人の問題を社会の問題として捉えるソ連では、プライバシーの尊重という観念がなく、むしろ通報体制が発達していて、個人の汚点はたちまち周囲に知られてしまう。しかし1986年以来エイズの匿名検査が行われ、効果を上げたことから、アルコール中毒についても同様の効果を期待しているわけである。企業の治療施設の充実等も必要とされている⁽²⁸⁾。

次に、反飲酒闘争の推進機関・団体は、裁判所・検察庁・民警機関等の法維持機関、同志裁判所・人民自警隊等の法維持機関の補助機関、地方ソビエト機関および企業の反暴飲闘争委員会、勤労集団等である。あるコンビナートでは、1986年に、反暴飲闘争委員会で628人、同志裁判所で581人、職場集会で1204人が審理の対象となったという⁽²⁹⁾。さらに自発的な市民団体（といっても党・労働組合・コムソモール・科学アカデミー・保健省等の肝入りで）として、85年9月に、「全連邦自主的禁酒闘争協会」が設立された。これは、欧米諸国にみられる自救組織としての禁酒団体ではなく、禁酒のための闘争組織である。企業または地域で5人以上のメンバーで末端組織が作られる。現在末端組織は数

(25) См. Шереги Ф. Э., Причины и социальные последствия пьянства, «СИ», 1986г., № 2, стр. 150.

(26) См. Главно, всем миром, «Труд», 20 февраля 1986г.

(27) См. Анонимно вылечиться от алкоголизма, «Известия», 15 апреля 1987г.

(28) См. Очередь к наркологу, «Труд», 5 декабря 1986г.

(29) См. Непримируемость, «СР», 22 мая 1987г.

十万に及び、メンバー数は1400万人という⁽³⁰⁾。機関誌「禁酒と文化」を発行し、主として啓蒙活動を行っている。

啓蒙活動としては、公開講座、映画、パンフレット等が活用されている。例えばチェイコヴォ市では、半年間に383の法律問題の講座が開かれ、そのうち152は飲酒問題がテーマであったという。先に述べたように、これらの講義に裁判官も積極的に参加することが求められている。宣伝映画として、「禁酒—それは生活規範である」、「暴飲打倒」、「ヴィノー（ぶどう酒）は責任（ヴィナー）を伴う」といったものが上映されている。「禁酒—それは生活規範である」という命題は、飲酒規制の中心的スローガンとなっている⁽³¹⁾。禁酒運動週間を設定したところも多い⁽³²⁾。展示活動も行われている⁽³³⁾。新聞・雑誌の果たしている役割も大きい。これらは毎回のように飲酒問題をとりあげ、飲酒による種々の悲劇（犯罪、事故、家庭崩壊）を紹介して、暴飲根絶のキャンペーンを張っている。文化的飲酒に反対し、酒抜きでも人間交流は可能だということを示すため、アルコール飲料なしの模範パーティーが開かれたりしている⁽³⁴⁾。

文化活動活発化のため、各種のクラブ活動の展開、スポーツ施設の拡充等についても、ソ連のマスコミは多くの事例を紹介している⁽³⁵⁾。一日に約3千万人が、3500のスタジアムその他のスポーツ施設を利用することができ、13万8千のクラブ、文化施設、休息地等があるという⁽³⁶⁾。アルコール飲料抜きのカフェやバー

(30) См. Если трезво рассудить, «Известия», 12 августа 1987г.

(31) См. Учреждения культуры и антиалкогольная пропаганда, «СЮ», 1987г., № 2, стр. 23.

(32) См. Фаткуллина Л., Неделя правовых знаний, трезвость - норма жизни, «СЮ», 1986г., № 13, стр. 26.

(33) См. Чем жива питейная традиция, «СИН», 2 февраля 1986г.

(34) См. Очередь за похмельем, «СИН», 17 ноября 1987г.

(35) См. Без пославлений, «СИН», 5 июня 1986г. ; Все меры воздействия, «Труд», 7 июля 1985г.

(36) См. Как отвести беду, «Труд», 29 января 1988г.

も新設され、若者に溜り場を提供している。バーといっても、わが国の喫茶店によく似たものが多く、好評のようである。青年の飲酒癖の大きな原因は、時間をもてあまし、することがない、行くところがない、ということにあるから、これは一定の効果をもつであろう。⁽³⁷⁾

反飲酒闘争遂行上のエピソードもいろいろある。例えば、ある地方ソビエト機関は禁酒実行家に反アルコール・パスポートなるものを発行し、そのような真面目な人にだけ褒賞としてウォッカ配給券を与えて、逆効果になったとい⁽³⁸⁾う。地方ソビエト機関や飲酒販売店が勝手に酒類を売ってはならない者のリストを作って問題になった例もある。⁽³⁹⁾これは、裁判によらずに市民の行為能力を制限することになると批判されている。また禁酒団体が、強制的に2ルーブルの募金活動を行って批判された例もある。禁酒薬・反アルコール薬の開発も話題になっている。⁽⁴¹⁾ソ連の店ではどこでもだいたい行列が見られるが、特権的な人々とならんで身体障害者も行列抜きで優先されることになっており、そのような掲示があちこちに見られる。しかし、身体障害者がアルコール中毒になるのを優先されるというのは奇妙なので、そのような掲示を取り外したというエピソードもある。⁽⁴²⁾次のような議論もある。健康保護は市民の憲法上の権利であるが、憲法によれば、権利は同時に義務でもあるから、各市民は自分

(37) См. Против пьянства - единым фронтом, «Труд», 31 мая 1985г. ; Сухой закон ... на воду, «Син», 17 мая 1986г.

(38) См. Шевердин С., Активизация человеческого фактора и борьба за трезвый образ жизни, «Коммунист», 1986г., № 12, стр. 68 и 70.

(39) См. Только всем миром, «Труд», 10 июля 1986г. ; Цель и средства, «Известия», 26 ноября 1985г.

(40) См. «Труд», 10 июля 1986г.

(41) См. Снова о таблетках трезвости, «Известия», 17 августа 1988г.

(42) См. Выпавшее звено, «Труд», 12 февраля 1986г. 筆者は、前稿 (「ペストロイカと法・序説」、『神戸法学雑誌』38巻1号) で、ソ連社会で利益を享受している層は、特権官僚層と社会的に弱い立場にある人々だと述べたが、行列免除の特典は卑近な私たちでそれを象徴的に示しているように思われる。

の健康を自分で守る義務がある。それを怠って病気になったものを無料で（つまり全国民の負担で）治療してやるのはおかしい⁽⁴³⁾（周知のようにソ連の医療は無料である）。

第五節 反飲酒闘争の敗北

飲酒規制が始まって以来3年以上経ったわけであるが、その間の運動の展開は3つの段階に分けることができる。①1985年6月から86年前半までの比較的順調に進んだ時期。②86年後半から87年前半まで。飲酒規制の弊害が現われ、対応して法規制が強化された。飲酒が公共の場から追放されたため、飲酒の場が密室化し、そのため既述の法改正がなされた。商店での酒類の入手が困難になったため買占・転売の投機行為が増え、この点も既述のように関係法規が改正された。特に自家製密造酒が増え、後述のように法改正がなされる。③87年後半以降、特に88年に入って。一方で節酒運動の弱화가指摘され、他方で節酒運動に対する批判の声も聞かれるようになった。砂糖不足等酒密造の弊害がいっそう大きくなり、結局飲酒規制の緩和措置がとられるようになる。この3つの段階について、以下もう少し詳しくみていきたい。まず第1期に関連させてこの運動の成果を論じ、次いで第2期に関連して運動の弊害をみる。最後に、それらのバランスシートの検討の上で、現在の第3期の状況を探る。

(43) См. Решительный бой пьянству, «Правда», 13 мая 1985г.

(1) 飲酒規制の成果

1985年6月に始まった飲酒規制の最初の総括は、4ヶ月後に公表された『『暴飲およびアルコール中毒の克服の諸手段について』のソ連邦共産党中央委員会決定の実行の経過について』と題する同中央委員会の決定によってなされた⁽¹⁾。しかしその内容はまったくのステレオタイプを示している。「運動は順調に進んでいる。しかしすべてがうまくいっているわけではない」という例によって例の如き内容である。飲酒規制が圧倒的多数の市民によって支持されており、不満をもつのは一部にすぎないとされ、運動の成果が強調されながら、他方で運動に「本質的欠陥がある」とされている。いつものことながら、うまくいっているのかどうかよく分からない報告である。ただ、この運動は、一部の者がいずれ緩和されると期待しているような「キャンペーン的性格」のものではないとされているのが興味深い。それはソ連人の生活様式そのものの根本的改革であり、「禁酒がわが生活規範である」とか、「禁酒的生活様式」といったその後よく用いられる表現もみられる。

飲酒規制の成果については、各種の文献で各レベルの統計数字が豊富に提供されている。その一部を紹介しよう。ソ連の多くの文献は、飲酒規制の前後で飲酒量は半分以上減ったと説明している(87年は、84年との比で44%)⁽²⁾。ウラソフ内相によれば、アルコール飲料の全生産量は、84年の約142億リットルから、86年の約81億リットルへ減少したという。1人当りの年間消費量は、純アルコール分で、8.4リットルから4.4リットルに減ったことになる⁽³⁾。アルコール飲料の種類別生産状況については表③のとおりである⁽⁴⁾。これによるとブレジネフ

(1) См. О ходе выполнения постановления ЦК КПСС о мерах по преодолению пьянства и алкоголизма, «СПП СССР», 1985г., № 28, ст. 140.

(2) См. Трезвая статистика пьянства, «Известия», 3 марта 1988г.

(3) См. Наступать на алкоголь, «Правда», 15 ноября 1987г.

(4) См. Народное хозяйство СССР за 70 лет, 1987г., № стр. 272.

時代に酒類生産量が急激に増えたが、86年には、シャンパンとビールを除いて、ブレジネフ以前に近い状態に戻っていることが分かる。この結果、第二節で述べた飲酒の弊害はどの程度除去されたのであろうか。

表③ アルコール飲料の生産量の減少

| 種 類 \ 年 | 1960 | 1970 | 1980 | 1985 | 1986 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| ウ オ ッ カ | 138 | 243 | 295 | 238 | 147 |
| ブ ド ウ 酒 | 77.7 | 268 | 323 | 265 | 141 |
| 果 実 酒 | 20.6 | 49.1 | 149 | 70.0 | 15.1 |
| シ ャ ン パ ン | 37.4 | 86.7 | 178 | 248 | 195 |
| コ ニ ャ ッ ク | 1.5 | 5.4 | 9.4 | 7.0 | 6.7 |
| ビ ー ル | 250 | 419 | 613 | 657 | 489 |

註：単位は1000万リットル、シャンパンだけは100万瓶。1960年はフルシチョフ時代、70年はブレジネフ初期、80年はブレジネフ末期、85年6月から現在の規制が開始された。

飲酒規制の結果、まず出生率が上昇し、死亡率が低下したといわれる。ソ連では近年平均寿命の統計を公表しておらず、その低下が噂されていたが、最近のソ連の多くの文献はそれを認め、飲酒規制の結果やっと平均寿命の伸張がみとめられるようになったと説明している。飲酒が原因の死亡は52パーセント減少したという⁽⁵⁾。飲酒が原因の犯罪も、87年には、85年に比べて3分の2に減った。以前は犯罪の半分は飲酒が原因であったが、現在は2割に減ったともいう⁽⁶⁾。例えば、ヤロスラヴリ州の調査では、85年と86年を比較して、殺人事件は19%、

(5) См. Пьянство - тормоз перестройки, «Груд», 18 сентября 1987г. ; «Правда», 15 ноября 1987г. ソ連の平均寿命の統計は近年公表されていなかったが、最近社会学者トレチャコフは、次のような数字を示している。

重傷害20%、強姦12%、強盗5%、無頼行為19%、社会主義財産窃盗は20%減少した。⁽⁷⁾飲酒運転による事故も3分の2になったという。⁽⁸⁾

無断欠勤は、84年に比べて、87年には、工業で30%、建設で29%減少した。⁽⁹⁾モスクワのあるコンビナートでは、86年は、前年に比べて、飲酒運転が20%、職場でのけがは20%、心臓病は20%、胃腸病は15%減少した。⁽¹⁰⁾ヤロスラヴリ州の調査では、1家族の年間のアルコール飲料に要する出費は、85年から86年にかけて、251.8ルーブルから231.5ルーブルに減った。⁽¹¹⁾(価格の上昇があるので、これでもかなりの減少である。労働者1人当りの平均賃金は、既述のとおり月額約200ルーブル)。その他、救急車の利用や「トラ箱」収容者が減り、行為能力制限や親権剥奪の裁判が減少し、住宅からの強制退去や離婚も減ってきたという。

飲酒規制の結果についてのアンケート調査がある(87年)。それによると、

| 年 | 男 | 女 | 全住民 |
|--------------------|----|----|-----|
| 1896～1897 (ロシア欧州部) | 31 | 33 | 32 |
| 1926～1927 (ソ連欧州部) | 42 | 47 | 44 |
| 1938～1939 | 44 | 50 | 47 |
| 1955～1956 | 63 | 69 | 67 |
| 1971～1972 | 64 | 74 | 70 |
| 1984～1985 | 63 | 73 | 68 |
| 1985後半～1986前半 | 64 | 73 | 69 |

この統計の信憑性はわからないが、ともかく、西側で行われていた70年代における平均寿命の低下という推測が裏づけられたかたちである。ゴルバチョフ改革の始まった85年以降、平均寿命は回復基調にあるようであるが、トレチャコフは、その原因は飲酒規制にあると述べている。ピタリー・トレチャコフ「ソ連の生活の質②—健康」(『今日のソ連邦』1987年4号)44頁参照。

(6) См. Аносов А., Сивушная эпидемия, «ЧиЗ», 1988г., № 3, стр. 45.

(7) См. На трезвую голову, «Известия», 7 марта 1987г.

(8) См. Аносов А., Указ. статья, стр. 45.

(9) См. «Известия», 3 марта 1988г.; Заиграев Г. Г., алкогольная ситуация - профилактического воздействия, «СИ», 1985г., № 4, стр. 48.

(10) См. Овсянников С., Нарколог на предприятии, «Хозяйство и Право», 1987г., № 1, стр. 31.

(11) См. «Известия», 7 марта 1987г.

酒のための支出を止めた者—13%、減らした者—35%、無断欠勤が減ったと判断する者—47%、労働規律が強化された—42%、労働生産性が向上した—34%、職場の道徳的雰囲気が改善された—3分の1、家庭紛争が減少した—40%、酒抜きの祝い事は考えられないとする者は56%から31%へ減少、酒なしで家庭の祝い事⁽¹²⁾をしている者—11%。成果はかくの如しというのであるが、サマゴンの隆盛等を思うと、以上の数字はあまり当てにはならない。今日においても、ソ連の統計の信頼度は極めて低い。発表者が意識的に嘘をついているというよりも、統計技術が稚拙であり、また集計の基礎となる末端の統計数字が著しく不確実だからである。

(2) 飲酒規制の弊害

飲酒規制の最大の弊害は、密造酒（サマゴン）の激増であった。過去の世界の飲酒規制の歴史が示しているように、それは必ず密造酒を激増させた。今回も全く同じ歴史を繰返している。ソ連邦最高裁によれば、1986年の密造酒事件の有罪者数は、84年に比べて6倍以上に、85年に比べて2.5倍増えたという⁽¹⁾。「サマゴンの津波」といった現象が現われているのである⁽²⁾。

酒の密造はもともとネップ期の刑法典以来処罰の対象とされており、現行刑法典（ロシア共和国1960年）でも同じである。後者はすでに2回改正されていたが、85年の先の飲酒規制法でさらに改正され、罰則が強化された。しかし激増する酒の密造に対してはそれでも不十分で、87年5～6月には再度法改正がなされた。まず同年5月にソ連邦最高会議幹部会の「密造酒の責任について」の幹部会令が公布され、85年法をはじめ一連の関連法規が改正された。それ⁽³⁾

(12) См. Хвощев В. Е., Интервальное исследование пьянства и алкоголизма, «СИ», 1988г., № 4, стр. 84.

(1) См. Бюллетень ВС СССР, 1988г., № 1, стр. 19.

(2) См. О трезвость, «СР», 16 августа 1987г.

(3) См. Ведомости Верховного Совета СССР, 1987г., № 22, ст. 313.

をうけて同年6月には、ロシア共和国最高会議の幹部会令によって、刑法典、行政処罰法典、さらに85年の飲酒規制に関する幹部会令が改正された。⁽⁴⁾ (このようにソ連の立法形式はなかなか複雑である)。この改正によれば、販売目的なしの酒類密造の初犯は刑罰ではなく行政罰によることとし(行政処罰法典に第160条の2の追加)、その限りでは処罰が軽減されたが、再犯の場合は刑罰が強化された(刑法典第158条の改正)。法解釈論としては、ここでの「販売」には、交換や便宜の提供等も含まれることが強調されている。⁽⁵⁾

1985年から86年にかけて、サマゴン製造の摘発件数は5倍に増えた。⁽⁶⁾ 摘発件数は、85年—8万、86年—15万、87年—40万、88年は最初の2ヶ月だけで12万件という数字もある。⁽⁷⁾ 86年に、酒密造で有罪判決を受けた者13万人、行政罰を受けた者7万人ともいう。⁽⁸⁾ 85年—87年の2年間に100万以上のサマゴン製造装置が没収され、400万リットルのサマゴンが廃棄されたという。⁽⁹⁾ 87年の場合、刑事事件有罪者の6分の1は、密造酒関係だったという。⁽¹⁰⁾ 87年のアンケート調査の結果によると、25%の者がサマゴンを利用していると回答しているが、実際はもっと多いただろうといわれている。⁽¹¹⁾

密造者には、女性、年金生活者、身体障害者が多いといわれている。各種の統計をみても女性は6割以上を占めており、年金生活者は2～4割程度であ

(4) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1987г., № 24, ст. 839.

(5) См. Практика рассмотрения уголовных дел о самогонварении, «СЮ», 1986г., № 10, стр. 14.

(6) См. Проблемы борьбы с пьянством, алкоголизмом и наркоманией на региональном уровне, «СГиП», 1988г., № 1, стр. 97.

(7) См. Трезвая статистика пьянства, «Известия», 3 марта 1988г.

(8) См. Остановить самогонщика, «Известия», 11 марта 1987г.

(9) См. Наступать на алкоголь, «Правда», 15 ноября 1987г.

(10) См. Самогонщиков - к ответу! «ЧиЗ», 1988г., № 6, стр. 59.

(11) См. Хвоцев В. Е., Интервальное исследование пьянства и алкоголизма, «СИ», 1988г., № 4, стр. 85.

⁽¹²⁾。このような社会的弱者ばかりが刑事被告人として法廷に登場してくることに対して、真の犯人は背後に隠れていると捜査のあり方が批判されている⁽¹³⁾が、むしろ、サマゴン製造は社会的弱者向きの仕事とも考えられる。⁽¹⁴⁾年金生活者の場合、サマゴンが生産できるほど元気なら、年金の権利を奪うべきだといった主張もある⁽¹⁵⁾。サマゴンに対しては、その入手先の追及と財産の没収が重要とされているが、この点で法維持機関の活動が不十分と批判されている。サマゴンの摘発のため、匂いを嗅ぎつける警察犬を訓練中といったニュースもある⁽¹⁶⁾。サマゴンには、フーゼル油、金属酸化物、硫酸等が入っていて有害であり、中毒死の原因になっているという⁽¹⁷⁾。サマゴンの激増は、反飲酒闘争の成果を無にするばかりでなく、それに伴う弊害を考慮に入れれば、むしろマイナスの方が大きいぐらいであった。

サマゴンの激増は、他の消費物資の不足へと波及している。サマゴンの原料となる砂糖、ビート、穀類、ジャガイモ、果物、イーストの消費が激増し、今度は砂糖の不足がケーキ、菓子類の不足をもたらしている⁽¹⁸⁾。特に砂糖の不足が深刻である。国家統計委員会の計算によれば、85年に、サマゴン用に100万トンの砂糖が使用されたという。87年には150万トンになっているはずで、それから1800万リットルのサマゴンが製造できるという。実際に摘発されたのはその2割強にすぎない⁽¹⁹⁾。砂糖の通常の使用量は、1人当り年間37kgであるが、

(12) См. Вокруг домашней винокурни, «Труд», 26 июня 1988г. ; «Известия», 11 марта 1987г. ; 200 факторов риска, «Известия», 30 августа 1988г.

(13) См. Бризе Р., Гордеев В., Правильно применять конфискацию имущества по делам о самогонварении, «СЗ», 1988г., № 4, стр. 30.

(14) См. «Труд», 26 июня 1988г.

(15) См. Хотя от пьянства отрекаются все, «Известия», 3 октября 1987г.

(16) См. Трезво о пьянстве, «Известия», 24 октября 1987г.

(17) См. «ЧиЗ», 1988г., № 6, стр. 60.

(18) См. «СЮ», 1986г., № 10, стр. 14. ; Больше трезвости в запретах, «СР», 26 июня 1988г.

(19) См. Алкогольный промысел, «Труд», 8 июня 1988г.

現在は47kgも使用しているという。85年から2年間で消費量は140万トン以上増えており、このままいくと88年は180万トンの砂糖を輸入しなければならず、それには10億ドルの外貨が必要となる⁽²⁰⁾。サマゴンのために、なけなしの外貨を叩かなければならないのである。そのため、1人当り月1.5～2kgの配給制が実施されているところもある⁽²¹⁾。

飲酒規制は投機行為も激増させた。不足品を高く販売して利益を得る行為である。酒はもちろん、砂糖の投機が増えている。85～86年に小投機は3倍に増えた⁽²²⁾。これら不足品の窃盗事件も増大している。また酒類販売規則違反も増えた。店員はヤミで販売することによって、巨額の利益をわがものとする事ができる。例えば、店に50箱のウォッカが入荷すると、20箱だけ店頭にだし、10箱は店長が取り、残り20箱を店員が分ける。1瓶7ルーブル弱のウォッカを、15～20ルーブルで裏口販売し、各人が1日50～100ルーブルも稼ぐという⁽²³⁾。

飲酒の場が公共の場から家庭内へ移行したことも、子供への悪影響という点からは、困難な問題をさらに深刻化させた。87年に全国で3万1千の飲酒用の「隠れ家」が摘発されたという⁽²⁴⁾。家庭での暴飲それ自体は取締の方法がないが、地方によっては民警が介入し、書類を作成して職場に通報する等の処置をとっているという⁽²⁵⁾。

(20) См. Самогонщикам это вряд ли понравится, «Известия», 8 апреля 1988г. Белый сахар с черной грядки, «Известия», 8 сентября 1988г. ; «Труд», 29 апреля 1988г.

(21) См. Килограмм сахара за ... 15 рублей? «Чиз», 1988г., № 3. стр. 57. 最近のソビエト文献には飲酒問題を諷刺した漫画が多いが、あわせて砂糖不足を題材としたものも増えた。例えばレストランでお茶を注文する際、「砂糖を入れない紅茶」ならぬ「紅茶を入れない砂糖」を注文するといったおもしろい漫画が描かれている。

(22) См. «СГИП», 1988г., № 1, стр. 97.

(23) Cf. Sobriety, «Moscow News», 1988, No. 37.

(24) См. «Известия», 3 марта 1988г.

(25) См. Домашний пьяница, «Труд», 19 марта 1986г.

酒を求めての行列も、「奇形的な見せ物」として問題視されている。それは無頼行為や投機等の犯罪の温床にもなっている。行列は通常300～500人が並んでおり、87年に、行列の周辺で25万人が無頼行為で拘束され、22万人が「トラ箱」に収容されたという⁽²⁶⁾。平均的な男で、年間70～90時間をこの行列に費やしていることになるが、他方で、反飲酒宣伝に参加するのは、年間40分にすぎないという⁽²⁷⁾。モスクワではこの行列の警備のため、毎日400人の民警その他の要員が必要という。仕事をさぼり、上司の許可を得て並んでいる例もあるという⁽²⁸⁾。酒だけでなく、砂糖等についても行列が問題になっている。行列ができる原因には「人為的」なものもあるといわれ、店員のいいかげんな仕事ぶりや、工場に商品があるのに商店が怠慢で引き取ろうとしないといった事情もあるといわれる⁽²⁹⁾。酒の入手が困難になったため、オーデコロン、ローション、ニス等が飲まれ、1987年にはアルコール性化学物質で1万1千人が死亡したという⁽³⁰⁾。すでに数万人が死亡したという説もある⁽³¹⁾。罰金の高額化は新法の中⁽³²⁾

(26) См. «Правда», 15 ноября 1987г.

(27) См. «Известия», 3 марта 1988г.

(28) Cf. «Moscow News», 1988, No. 37.

(29) См. «Известия», 3 марта 1988г.

(30) См. Трезво о пьянстве, «Известия», 24 октября 1987г. 一般にソ連で買い物に行列ができる理由について諸説がある。値段が安いからという説もあるが説得的でない。車のように政策的に高価にしてあるものでも行列はできる（実際は数年間も行列するわけにはいかないから、登録して順番を待つが）。行列ができる理由は、①物不足、②商店および店員の数の不足、③店員の働きぶり、④商品を直接手にとってみることができなかつたり、まず代金を払い、レシートを受け取って現物と交換するといった「手続」、④商店が専門化していて一つの店で種々の物を買うというわけにはいかない、といったところにある。スーパーマーケット方式の店でも始めたが、やはり行列があり、籠の数による入店規制が行われたりしている。

(31) См. Бахрах Д., Ответственность за распитие спиртных напитков и появление в пьяном виде в общественных местах, «СЮ», 1987г., № 17, стр. 18.

(32) См. «Известия», 3 марта 1988г.

(33) Cf. How many sugars? «Moscow News», 1988, No. 21.

核的内容の一つであったが、実際にはそれは飲酒者本人よりも、その家族に経済的負担をもたらしているといった弊害も指摘されている。⁽³⁴⁾

(3) 飲酒規制の失敗

1987年の後半以降、一方で、飲酒規制の弊害の増大が指摘され続けると同時に、運動の行き詰り、後退について論じられることが多くなってきた。特に88年に入ると、運動に対する批判が公然と語られるようになり、部分的に規制が緩和されるようになってきた。今や反飲酒闘争の敗北は必至という情勢である。ここでは運動の停滞と現状について簡単にふれた後で、運動への批判の論点を整理し、最近の動向にふれることによって、反飲酒闘争の現状を総括したい。

運動の停滞は、1987年6月に公表された「暴飲およびアルコールリズムの克服に関するソ連邦共産党中央委員会決定の実行過程ならびにこの活動の積極化について」の党中央委員会決定ですでに指摘されている。⁽¹⁾ 運動がカンパニア化し、形骸化してきたというのである。同年秋頃から飲酒の販売量が再び増え始め、新聞への投書にも、運動の後退を懸念する声が出始める。⁽²⁾ 87年のある世論調査では、80%の市民が、運動が後退しつつあると答えたという。⁽³⁾ 当初の熱狂が冷め、運動はマンネリ化し、おざなりなものになっていった。同年には、「最初の何ヶ月かの目覚ましい成功に続いて、反アルコール闘争ははっきりと後退し始めた」⁽⁴⁾、「最初のショックから立ち直って、暴飲は新たに頭をもたげつつある」⁽⁵⁾ といった発言も現われている。88年に入って、連邦やロシア共和国の

(34) См. Получка - день тяжелый, «ЧиЗ», 1988г., № 1, стр. 70. ; «Труд», 19 марта 1986г. ; «СР», 26 июня 1988г.

(1) См. В ЦК КПСС, «Известия», 2 июня 1987г.

(2) См. Равнодушие под маской, «Правда», 4 сентября 1987г.

(3) См. Хвощев В., Указ. статья, «СИ», 1988г., № 4, стр. 84.

(4) См. Хотя от пьянства отрекаются все, «Известия», 3 октября 1987г.

(5) См. О трезвости, «СР», 16 августа 1987г.

最高会議の決定も、運動の弱まりを認めるに至っている⁽⁶⁾。

反暴飲闘争委員会や禁酒協会の活動も形骸化していく。禁酒協会メンバーの3分の1は文化的飲酒者で、真の禁酒家は150人に1人しかいないともいう⁽⁷⁾。メンバーが模範を示すどころか、率先して飲んでいるともいう⁽⁸⁾。アルコール中毒患者に強制治療措置をとろうとしても、うんざりするような面倒な手続のため、何もできないことが多いという⁽⁹⁾（人権侵害を防ぐためには官僚主義も役にたちそうだ）。父が酒乱で暴力を揮うため、その親権を剥奪し、子と別居させようとしても、官僚主義のもとでその手続が大変であり、やっとその難関を突破して裁判所の判決を得ても、結局種々の事情で執行できないまま放置されている、といったソビエト社会では想像に難くない事例も多いのである⁽¹⁰⁾。厳しい反飲酒闘争といっても、官僚主義のもとでは、もともと闘争自体がいい加減なのである。

このような事情で、飲酒をめぐる状況も悪化しつつあることが指摘され始めている。断片的な数字しかないが、例えば、87年には9つの共和国（15の共和国中）で飲酒犯罪が増えたという⁽¹¹⁾。飲酒が原因の犯罪も再び増え始め、犯罪の3分の1がそうだとする⁽¹²⁾。アストラハン州では、87年に入って飲酒犯罪が14.2%増大し、犯罪者中に飲酒者の占める割合は、19.5%から28%へと増えたといわれる⁽¹³⁾。88年前半の飲酒規制法違反者は全国で270万人、摘発された酒の

(6) См. Ведомости Верховного Совета СССР, 1988г., № 10, ст. 148. ; Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1988г., № 12, ст. 293.

(7) См. Преодолеем ли ухабы, «Правда», 30 марта 1988г.

(8) См. Если трезво рассудить, «Известия», 12 августа 1987г.

(9) См. Справки для алкоголика, «Известия», 26 июля 1988г.

(10) См. Не пройди стороной, «Правда», 18 марта 1987г.

(11) См. Трезвая статистика пьянства, «Известия», 3 марта 1988г.

(12) См. Там же.

(13) См. Два пшика, «СР», 25 сентября 1987г.

密造27万件以上、300万リットルのサマゴンと5万5千の製造装置が没収されたという。⁽¹⁴⁾特に職場での飲酒が減っていないという発言が多く、「厳しい反アルコール法にもかかわらず、工作中的飲酒は3年前より増えたと多くの人が指摘している」⁽¹⁵⁾ともいわれている。

運動への批判は、読者の投書を新聞が紹介するかたちで展開していく。比較的早い時期のものでは、87年10月のイズベスチャ紙に、次のような毒を含んだ投書が公表された。⁽¹⁶⁾「私はいつも仕事の後新聞を読む。そこで禁酒の宣伝を読んだときの私の反応はいつも唯一つである—コップにサマゴンを注ぎ、ナイーブな著者達の健康と反アルコール闘争の失敗を祈って乾杯する。私はまったく明白な理由によって自分の氏名を明すことはできない。…私は禁酒協会のメンバーでもある」。「[飲酒規制に対する] 人民の大衆的支持—それはフィクションにすぎない。上から押しつけられた禁酒的生活様式を、人民は受け容れないだろう」。88年6月の第19回党協議会でも、飲酒規制のあり方に対する批判的発言が行われている。

飲酒規制に対する批判は、①規制方法の「禁止的・行政的」手法、②文化的飲酒・少量の飲酒も含めた一律の規制、③取締りの行きすぎ、に対して向けられている。

①については、例えば次のような投書がある。「我々は、精神において新しく、一般的にはよい法律—暴飲との闘いの法律を制定した。しかし、それを古い方法—行政的方法、恣意的決定、予め決められた結論という方法で実行し始めた」。⁽¹⁷⁾ペレストロイカ運動は指令的・行政的方法の克服を中心的な課題の一つ

(14) См. Больше трезвости в запретах, «СР», 26 июня 1988г.

(15) См. Нельзя с бедой мириться, «СР», 24 сентября 1988г.

(16) См. «Известия», 3 октября 1987г.

(17) См. «Правда», 30 марта 1988г.

としているが、それにもかかわらず、飲酒規制の進め方は伝統的な強権的方法そのものであった。禁止的手法に対する批判は多い。⁽¹⁸⁾ アルコール中毒という病気を治すためにとられた方法も、やはり「命令病」という別の病気であった。⁽¹⁹⁾ 「最もよきイデーも、熱中しすぎの実行ではばかばかしいことになる」、「人民の習慣—それをすぐにだれかが望むようにすることはできない—を無視している」といった批判もある。⁽²⁰⁾ キエフ市が1989年から禁酒都市になることを決定したことについても、事前の民主的な公開討議がなく、秘密裡に決定された（従来のソ連ではそれが当然のことであったが）⁽²¹⁾ ことが批判されている。社会学者のなかからも行政的手法に対する疑問が提起され始めた。⁽²²⁾

②暴飲やアルコゴリズムと無関係の飲酒まで一律に規制することに対する批判の声は強い。特に冠婚葬祭用の酒の入手が困難なことに、市民の不満が集中している。誕生日のためシャンパンを買おうと思っても、アルコール中毒患者といっしょに1キロメートルも行列しなければならない。⁽²³⁾ 市民の70%は軽い飲酒をしているだけなのに、10%のアルコール中毒患者のために長い行列を強いられて、経済的損害を受けている。⁽²⁴⁾ 葬式をするにも酒なしには他人は手伝ってくれないが、投機家に頼らないと入手できない。「私は禁酒に賛成だが、結婚式で手にミネラルウォーターを持っていると、自分を実験用の兎のように感じた」。⁽²⁵⁾ 「結婚式に際して、地区執行委員会は、両親から酒を飲まないという

(18) См. Трезво о трезвости, «Правда», 19 декабря 1987г.; It takes only a lump of sugar, «Moscow News», 1988, No. 23.

(19) Cf. How many sugars, «Moscow News», 1988, No. 21.

(20) См. «Правда», 30 марта 1988г.

(21) См. Сухой закон в Киеве, «Известия», 8 сентября 1988г.

(22) См. Рыбаков А. И., Ценностно-нормативные представления о потреблении алкоголя, «СИ», 1988г., № 2.; Зарубежные исследования пьянства и алкоголизма, «СИ», 1988г., № 3.

(23) См. О командах, зонах и здоровом смысле, «СР», 16 января 1988г.

(24) Cf. Sobriety, «Moscow News», 1988, No. 37.

誓約書をとった。ミネラルウォーターの瓶の中にウォッカを入れておき、それを注いで回る。こんな悲喜劇がなぜ必要なのか⁽²⁶⁾。酒なしに結婚式や誕生パーティーをしても楽しくない、ただ食事を詰め込むだけで突然歌ったり踊ったりすることになる、こんな所へお客が来るだろうか⁽²⁷⁾。他人に迷惑もかけず静かに酒を楽しんでいるのに、暴飲者と同列に規制されると、一番困るのは戦傷者や病人、老人等の弱い立場の人だという批判もある⁽²⁸⁾。酒なしでは人との付合ができないという声も多い。「人生は丸木船になった。工場と家を往復するだけで、サイレンが鳴れば工場へ向う。語り合ったり付き合ったりする者も機会もない」、「新聞のアドバイスに従い、私はサモワール(湯沸器)で客を迎えたが、吝嗇家というレッテルを貼られた」といった投書もある⁽²⁹⁾。

③飲酒規制のやり方が人権侵害的であるという批判も目立ってきた。民警による不当な拘束が多く、正当な手続を経ないで処罰しているという不満が多い⁽³⁰⁾。特に「トラ箱」への収容が乱暴に行われているという声が強いようである。「もし民警が、アルコールの匂いからさえ人間の運命を永遠に破壊できるのであれば、我々はいかなる人間の権利について語りえようか⁽³¹⁾。「トラ箱」への収容は極めて不名誉なこととされ、いわば「前科者」といった目で見られるから、「人間の運命を永遠に破壊」というのも、必ずしも誇張とは言えないのであろう。

(25) См. «Правда», 30 марта 1988г.

(26) См. Там же.

(27) См. Снова об ухабах на пути трезвости, «Правда», 11 января 1988г.

(28) См. «Правда», 19 декабря 1987г.; «Правда», 30 марта 1988г.

(29) См. «Правда», 30 марта 1988г.

(30) См. Цель и средства, «Известия», 26 ноября 1985г.; Полгода на доказательство собственной трезвости, «Известия», 29 января 1988г.; Пьяница ... по приказу, «Труд», 29 мая 1986г.

(31) См. «Правда», 30 марта 1988г.

さらに飲酒規制が公正に行われていないという批判もある。ウラジオストク市の学生食堂が不正にウォッカを販売しているという密告があったため、抜き打ち検査を行ったところ、党の市委員会幹部用の別室があり、そこは酒の販売を許可されていたという。「市・地方の責任ある幹部が、一方で禁酒と原則的の生き方を呼びかけ、市民の禁酒のために闘いながら、他方で自分自身で酒を注いでいる。しかも特権的条件のもとで⁽³²⁾」。しかも、いくら批判されてもこのような状態がなかなか改まらない様子なのである。

このような批判のなかで、最近飲酒規制の手直しが始まっている。それは決して「妥協」ではなく、規制の「適正化」だと説明されているのであるが。最近では、飲酒規制は当初の計画を超えて急激に進みすぎたと言われている。酒類生産の制限は、非アルコール飲料等の代替物によって補われるはずであったが、それが実現できないまま、また文化的改革も不十分なまま、「見せかけの成果」を誇ったり、「先駆け争い」から、規制だけが先走りしすぎたというのである⁽³³⁾。飲酒規制は漸新的な方法を予定していたにもかかわらず、ソ連社会に伝統的な「計画の超過達成」という「安易な方法」によって、予想外に規制が進み過ぎたともいう⁽³⁴⁾。5年がかりで徐々に実現する予定が2年で超過達成されたともいわれている⁽³⁵⁾。酒類販売の予想以上の減少から、国や地方行政体が財政難に陥っていることも指摘されるようになってきている⁽³⁶⁾。

(32) См. Водка для своих..., «Труд», 12 января 1988г.

(33) См. Куда исчезает сахар ? «Труд», 29 апреля 1988г. ; Виден конец винной очереди, «Известия», 3 октября 1988г.

(34) Cf. It takes only a lump of sugar, «Moscow News», 1988, No. 23.

(35) См. «Известия», 3 октября 1988г.

(36) 例えばイルクーツク市では、アルコール飲料の税収予定1900万ルーブルが水泡に帰し、財政危機に陥った。そのため住宅危機を解消するための新住宅建設計画を中止せざるをえなくなったという。См. Пьяный рубль в бюджете города, «Известия», 26 декабря 1987г.

このような事情から、アルコール飲料の販売を中止していた店が、販売を再開する例が徐々に増えてきている。⁽³⁷⁾ サマゴンの流行に対抗するためにも、公的な販売網の拡大が要請されているのである。⁽³⁸⁾ 1988年10月3日の報道によれば、モスクワ市執行委員会は飲酒規制を緩和する新しい決定を発し、すでに実行に移されているという。⁽³⁹⁾ それによって、シャンパン、コニャック、辛口ワインの販売場所が300店増やされ、ビールの販売網が拡大され、アルコール飲料の販売時間も変更された。今後このような緩和措置がさらに拡大していくものと思われる。運動の後退として懸念されていたことが、今や反対に、行き過ぎた運動の正常化という評価を受けることになったわけである。

結局3年間の反飲酒闘争の結果、成果はほとんどなかったという結論になってくる。「多くの人は、暴飲とのわが闘争の唯一の結果は、酒屋の長大な行列だとみなしている。皆、今も3年前と同じように飲んでいて一ただもっと密かに⁽⁴⁰⁾」。「少し飲んでいた者はさらに飲む量が減ったが、たくさん飲んでいた者は相変わらず飲んで⁽⁴¹⁾いる」。「3年間の禁酒闘争の成果が無に帰しつつある⁽⁴²⁾」。世論調査の結果をみても、飲酒者の割合、禁酒への態度等、この間ほとんど変化がないという。⁽⁴³⁾ 飲酒規制一般には圧倒的多数の者が支持を与えているが、具体的な反飲酒政策には不満をもち、言葉と現実との乖離が相変わらず大きい。10人のうち9人はアルコール飲料を批判しているが、ほとんど同数の人が⁽⁴⁴⁾実際には飲酒しているという。

(37) См. «СР», 26 июня 1988г.

(38) См. Трезво о самогоне, «Труд», 19 мая 1988г.

(39) См. «Известия», 3 октября 1988г.

(40) См. Аносов А., Сивушная эпидемия, «ЧиЗ», 1988г., №3, стр. 45.

(41) См. Получка - день тяжелей, «ЧиЗ», 1988г., №1, стр. 72.

(42) См. «СР», 26 июня 1988г.

(43) См. Хвощев В. Е., Указ. статья, «СИ», 1988г., №4, стр. 85.

(44) См. Там же.

とりわけ、飲酒規制の成果なるものに比例して、サマゴンが隆盛を極めてい
る。内務省アカデミー助教授ザイグラエフによれば、「我々がアルコール飲料
の販売を減らした分だけサマゴンが増えている」という⁽⁴⁵⁾。経済学者シメリョ
フによれば、以前も今もアルコール飲料の総消費量に変わりはないという。ただ
内部の配分が変化し、以前は3分の2が国家製造で残りがサマゴンであったが、
現在ではその比率が変わっただけだとい⁽⁴⁶⁾のである。1年間のサマゴンの生
産量は18億リットルに及び、合法的な酒の生産量よりも多いとい⁽⁴⁷⁾う。結局以
前は国家の収入になったはずの民衆の余った金が、現在は密造酒製造家のふと
ころに入っているとい⁽⁴⁸⁾う指摘も多い。国家の犠牲において法違反者が利益を
あげているのである。

さて、先にみたような飲酒規制に対する批判は、一言でいえば、その指令的・
行政的手法に対するものであった。しかし、他方で、それに替るべき啓蒙的・
説得的方法の無力さについての指摘もある。要するに問題は「暴飲の原因では
なく、その結果と闘っている」点にあるのである⁽⁴⁹⁾。もちろん対症療法も必要
であろうが、それには限界があるし副作用も多い。暴飲の「原因」と闘うため
には、第2項で論じた原因を直視しなければならない⁽⁵⁰⁾。簡単に言えば、人々
の価値観を侮蔑し、精神を荒廃させるような社会の不正と、それを美化する

(45) См. О трезвости, «Труд», 16 августа 1987г.

(46) Cf. How many sugars? «Moscow News», 1988, No. 21.; «ЧиЗ», 1988г., № 3, стр. 46.

(47) См. «Труд», 19 мая 1988г.

(48) См. алкогольный промысел, «Труд», 8 июня 1988г.

(49) Cf. Sobriety, «Moscow News», 1988, No. 37. なお今日でも、非妥協的に反飲酒闘争を続けるべきだという議論はもちろんある。彼らに言わせれば、マスコミを握るジャーナリスト達が実は隠れた「文化的飲酒論者」であり、彼らが禁酒運動への批判的雰囲気を醸成しているのだという。См. Не отступим, «Труд», 30 августа 1988г.

(50) 拙稿「ソビエト法の現状分析序説」(『神戸法学年報』第2号、1986年)55~56頁参照。

偽善的イデオロギーを破棄することである。そして、酒の替りに押し着せの「健全」なる文化やスポーツを与えるというのではなく、市民に自由な活動を認めることである。「墮落する自由」をも含めて自由を認めれば、酒を飲んでまで墮落しようとする人は少なくなろう。結局、市民が自分自身の「生きがい」（これは日本語独特の表現だと思うが）をもてるようにすることなしには、暴飲の問題は解決できないのではないか。ペレストロイカによってこれまで信じこんできた古い価値観が否定された今日、飲酒を促進する土壌となる精神的なアナキーはむしろ拡がっているのではないだろうか。

第二章 麻薬との闘い

ゴルバチョフ政権成立後、それまでタブーであった麻薬の問題も、ソビエト文献は積極的に取り上げるようになってきた。飲酒問題ほどではないが、かなり大量の論文・記事が発表されてきている。ここでは問題点を簡単に概観するに止めたい。

(1) 立法史

革命直後のソ連にすでに麻薬の問題はあったようである。1924年には刑法典(1922年制定)に麻薬条項が追加されており、それは、1926年の刑法典第104条へ受け継がれている。その内容は、コカイン、アヘン、モルヒネ、エーテルその他の麻薬性物質を販売したり、または販売目的で製造もしくは保管することを処罰する(1年以下の自由剥奪または矯正労働。財産の一部没収を併科しうる)ものであった。また以上の行為を職業として行ったり、麻薬の販売・利用のための「隠れ家」を経営した場合は、3年以下の自由剥奪に全財産の没収を併科することになっていた。同じ26年にはアヘン製造の国家独占が決定され、さらに28年には麻薬の自由製造が禁止された。34年には、国家が医療用に使用するものを除いて、けし、大麻の栽培が禁止された。それに対応して、同年、けし、大麻の播種行為を処罰する規定が刑法に追加された(第179条のa)。これらの措置によって、個々の問題はなお残ったとしても、社会問題としての麻薬問題は最終的にソ連では解決されたとみなされたのである。スターリン憲法⁽¹⁾の制定された1936年を画期として、ソ連は過渡期から社会主義段階へと前進したとされ、それに応じて、旧社会から受け継いだ種々の問題は解決されたと宣伝されたのであるが、麻薬の問題もその一つであった。

(1) См. Боголюбова Т. А., Толпекин К. А., Наркотизм и наркомания : основные направления борьбы и профилактики, «СГиП», 1987г., № 1, стр. 79.

その後のスターリンの個人崇拜の時期には、麻薬の問題が提起されることはまったくなかった。1956年のスターリン批判以後、この問題は再び取り上げられるようになる。1960年の現行刑法典（ロシア共和国）では、販売目的による麻薬の不法な「製造・取得・保管・運搬・配達」および「麻薬の販売」（第224条）と、麻薬原料植物の栽培（第225条）を禁止する2ヶ条がおかれている。70年代に入ると麻薬禍の拡大が意識されるようになり、1974年には「麻薬中毒症との闘いの強化について」のソ連邦幹部会令が公布され、それに応じて刑法も改正された。それによると、上記の2ヶ条の罰則が強化されるとともに、次のような新条項が設けられている。麻薬性物質の窃取（第224条の1）、麻薬利用のための「隠れ家」の組織・経営・提供（第226条の1）、麻薬の利用へ他人を引き入れること（第224条の2）、販売目的でない麻薬の不法な製造・取得・保管・運搬・配達（第224条追加）、麻薬性物質の生産・取得等に関する規則違反（同）等。麻薬の利用自体は刑事罰の対象となっていないが、行政罰（50ルーブル以下の罰金）の対象とされている。

ペレストロイカ運動のもとで、飲酒に次いで麻薬対策が強化され、1987年6月には先の74年幹部会令が改正され、対応してロシア共和国の刑法、行政処罰法その他が改正された。それによると、これまで刑法第224条で定められていた麻薬の不法な製造・取得その他のうち、「大量でない麻薬の取得と保管」についてのみそれから切り離し、行政罰の対象とした。そしてそれを反復した場合のみ刑事罰の対象としたのである（刑法第224条の3）。あわせて麻薬の利用を反復した場合も、新たな犯罪類型として定めた（同条）。それまで麻薬の利用は、病気がそれとも犯罪かをめぐって議論があったが、今まで行政処分の対象だけであった麻薬の利用自体も、初めて犯罪として規定されたわけである。

(2) См. Свод Законов СССР, т. 10, стр. 571-573.

(3) См. Ведомости Верховного Совета СССР, 1987г., № 25, ст. 354. ; Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1986г., № 27, ст. 961.

立法技術の未熟さからこれらの条項の関係はかなり複雑になっており、すでに裁判実務上多くの混乱が生じている。87年法で新たに導入された条項としては、それまで刑法で禁止されていたもの以外の麻薬原料植物（油脂性ケシ、大麻）の播種・栽培が禁止され（行政処罰法第99条の2）、反復したときは刑法（第225条の1）が適用されることになった。また、麻薬原料植物や麻薬性物質が盗まれたりしないようその管理を厳重にすることが義務づけられ、違反すると行政罰が科されることになった（行政処罰法第99条の1）。麻薬ではないが、意識を朦朧とさせる薬品等の物質の利用に未成年者を引き入れる行為も新たに犯罪となった（第210条の2）。売春宿等の経営について定めた条項（第226条）に、薬物利用の「隠れ家」の組織化・経営も追加された。麻薬犯罪の一部は、自発的に麻薬を提出する等の行為によって、刑事責任・行政責任を免除されることも新たに規定された。これらの新法による刑罰は、一番重い場合で8年の自由剥奪である。

その他麻薬に関して、86年には、ロシア共和国で「麻薬中毒患者の治療・教育予防施設規程」が制定され⁽⁴⁾、86・87年には保健法、「麻薬中毒患者の強制治療・労働再教育について」の幹部会令が改正された。飲酒問題の場合と同じように、同志裁判所規程、未成年者問題委員会規程等も改正された。ソ連邦保健省麻薬統制常任委員会は、「麻薬性物質・麻薬性医薬品リスト」を公表したが、200以上の物質が列挙されている⁽⁵⁾。その他関連する政令や訓令が定められている。

(2) 麻薬問題の現状

最近の麻薬関係の文献は、異口同音に、これまでこのテーマについて議論することがタブーであったことや、ソ連には麻薬問題はありえないという神話が

(4) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1986г., № 33, ст. 919.

(5) См. Гусев С. И., Актуальные проблемы борьбы с наркоманией, «СГИП», 1988г., № 5, стр. 89.

存在していたことを指摘している。例えば、1987年にモスクワ大学で開かれた麻薬問題の会議の報告書は、冒頭で、「最近までこのテーマについては、公然たる討議が禁止されていた」と述べている。この秘密性が、麻薬拡大の原因の一つになっていたと今日では指摘されている。⁽²⁾麻薬の問題は、もっぱら資本主義社会の腐敗現象として説明され、「わが社会には麻薬中毒の条件はないし、ありえない以上、麻薬を恐れる必要はない」という信念が生じていたといわれる。⁽³⁾ソ連邦最高裁長官第一代理のグセフは、「残念ながら、長い間、麻薬問題はわれわれを脅かしてはいないという確信が存在し」、「この過小評価が今日高価な代償の支払いを余儀なくさせている」と論じている。⁽⁴⁾「近年観察されつつある麻薬問題の先鋭化は、ある程度この現象の危険性とその発展傾向に対する過小評価の結果である」⁽⁵⁾ともいわれている。

麻薬の普及の程度は、まだ欧米諸国に比べて深刻ではないとされている。世界保健機構によれば、全世界に4千8百万人の麻薬中毒患者がおり、米国には約2千万人（一度でも試してみた者は人口の22%に及ぶという）、フランスには約百万人いるという。それに対して現在ソ連で登録されている麻薬患者数は4万6千人という数字がいつも示されている。⁽⁶⁾そのうち1万4千人は未成年

(1) См. Правовые средства борьбы с наркотизмом, «Вестник Московского Университета», Право, (以下 «ВМУ» と略す) 1988г., № 2, стр. 32.

(2) См. Кажарский Д., Эффективно использовать законодательство в борьбе с наркоманией, «Хозяйство и Право», 1988г., № 5, стр. 76.

(3) См. Колесов Д., Наркомания : сущность и социальные последствия, «Политическое Образование», 1988г., № 4, стр. 71.

(4) См. Гусев С. И., Наркомания : тревожная тенденция, «СЗ», 1988г., № 2, стр. 12.

(5) См. Афанасьев В. С., Обсуждение проблем борьбы с наркоманией, «СГИП», 1987г., № 4, стр. 140.

(6) См. Тряпина, «СИН», 13 июня 1987г.; Как милиция борется с наркоманией, «Известия», 13 мая 1987г.; Кузнецова Н. Ф., Эффективность правовых средств борьбы с наркотизмом, «ВМУ», 1988г., № 2, стр. 39.

者である。麻薬中毒患者ではないが、麻薬を利用しているという者は、84年は7万5千人、87年には12万3千人という。88年に入ってから、麻薬患者数は5万人を越える（5万1千～2千人）と説明されるようになった。⁽⁷⁾モスクワ市の場合、登録麻薬患者数は3千7百人である。⁽⁸⁾麻薬とは別に、シンナー等を使用する若者が増え、問題になっている。これらの「毒物常用者」は2万2千人いるという。⁽⁹⁾数字の上ではそれほどでもない（登録されていない麻薬常用者がかなりあろうが）のであるが、ソ連でこの問題が急速にクローズアップされてきたのは、近年麻薬患者の増える傾向が顕著であり、特に若年層にその傾向が強く、飲酒が深刻な社会問題となっている国情から、将来ソ連が麻薬天国になる危険性が懸念されているからである。

最近事情が悪化していることについては、断片的な数字が数多く紹介されている。例えばモスクワ市の場合、86年には、前年に比べて若者の麻薬利用者が5倍に増えたという。⁽¹¹⁾過去10年間（76～85年）に、麻薬犯罪で有罪判決を受けた者は4倍以上に増え、全有罪者中の比率は0.7%から2.7%へと増大した。⁽¹²⁾麻薬犯罪は81年から85年にかけて2倍以上増え、86年には前年比で34%増えた。85年から86年へ、麻薬中毒患者は17%増大した。⁽¹³⁾66年から75年の10年間に麻薬犯罪は2倍弱増えただけであるが、76年から85年の10年間には、6989人から

(7) См. Учиться друг у друга, «Известия», 27 июня 1988г.; Наркомания: опыт дает милиция, «Известия», 29 февраля 1988г.; Кажарский Д., Указ. статья, стр. 75.

(8) См. Боголюбова Т. А., Толпецкин К. А., Указ. статья, «СГиП», 1987г., № 1, стр. 79.

(9) См. Леонтьев Ю. Б., Токсикомания: медицинские, социальные и правовые аспекты проблемы, «СГиП», 1988г., № 5.

(10) См. «Известия», 27 июня 1988г.

(11) См. Что думает прокурор, «Известия», 4 сентября 1987г.

(12) См. Кажарский Д. Д., О практике применения уголовноправовых норм об ответственности за наркотизм, «ВМУ», 1988г., № 2, стр. 40.

(13) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СЗ», 1988г., № 2, стр. 13.

25627人に増えた。87年の麻薬犯罪の有罪者は26849人である⁽¹⁴⁾。また飲酒と麻薬は両立しないといわれているが、飲酒規制が厳しくなったため、酒から麻薬に転向する傾向も一部にみられるという⁽¹⁵⁾。

麻薬の普及には地域差が大きいが、キルギス・トルクメン等の中央アジア、北オセチン等のコーカサス地方、アムール州・沿海道等の極東、ドニエプロベトロフスク州、ニコラエフスク州、アストラハン州などが伝統的な麻薬汚染地帯であり、近年はモスクワ、レニングラード等の大都市がその仲間に入ろうとしている⁽¹⁶⁾。例えば沿海道では、10年前は麻薬事件はわずかであったが、86年には全犯罪の1割近くになったという⁽¹⁷⁾。麻薬の種類は、70年代はモルヒネが主流であったが、現在はハシシが一番多いという⁽¹⁸⁾。

麻薬の害悪については改めて論じるまでもないが、ソ連ではやはり経済的・人口論的側面からの損害（労働力の破壊、未来の世代への悪影響等）も指摘される点⁽¹⁹⁾が特徴的である。麻薬患者で、立ち直ることができるのは約10%という⁽²⁰⁾。麻薬が他の犯罪を誘発していることもしばしば指摘されている。麻薬の入手はたいへん金がかかるようで、麻薬患者の22%は、そのために1ヶ月に1000～3000ルーブルを費やしているという⁽²¹⁾。1昼夜で170～200ルーブル必要ともいわれる⁽²²⁾。普通の市民がそんな大金をもっているはずがなく、種々の犯罪によ

(14) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СГиП», 1988г., № 5, стр. 85.

(15) См. Афанасьев В. С., Указ. статья, стр. 141.

(16) См. «Известия», 13 мая 1987г.

(17) См. Лихачев Г., Наркомания : проблема и поиски решения, «СЗ», 1987г., № 4, стр. 21.

(18) См. Габини А. А., Криминологические аспекты потребления наркотиков, «СГиП», 1987г., № 1, стр. 66.

(19) См. Колесов Д., Указ. статья, стр. 76. ; Из практики борьбы с наркоманией, «СЮ», 1987г., № 19, стр. 13.

(20) См. Еще раз о наркомании, «Известия», 23 ноября 1987г.

(21) См. «Известия», 13 мая 1987г.

(22) См. «Известия», 23 ноября 1987г.

て入手しているらしい。また1人の患者が平均10～15人を仲間に引き入れているという。⁽²³⁾ マフィアのような組織はないが、数人でグループを作っているのが普通だといわれる。⁽²⁴⁾

麻薬関係犯罪は年間約4万件といわれる。⁽²⁵⁾ 麻薬犯罪の83.8%は、刑法第224条の3・4項（販売目的なしに麻薬を不法に製造・取得・保管・運搬・配達すること）だという。⁽²⁶⁾ モスクワ市の場合、87年の前半に、麻薬事件で有罪となったのは234件、行政罰を科されたのは152件、麻薬利用の「隠れ家」の摘発は15件、強制治療処分を受けたのは26人という。⁽²⁷⁾

麻薬患者の人間像について、いくつかの調査がある。特にグルジア共和国で、1984～85年に行われた調査を中心に整理すると次のようである。⁽²⁸⁾ 年齢構成からみると、20歳未満—4.5%、20代—60.9%、30代—29.6%である。別の調査では、18歳未満—20%、18～24歳未満—44%で、麻薬を始めるのは20歳前後が多いようである。⁽²⁹⁾ 学歴は中等教育終了者（わが国の高卒程度か）が3分の2を占め、それ以上の学歴の者が17%おり、全体として学歴は低くないとされている。約半分は結婚している。労働に従事していない者（学生は除く）が約4分の1おり、労働忌避者対策（どちらが原因で、どちらが結果か不明だが）との結合が必要とされている。⁽³⁰⁾ 別の統計によると、麻薬で有罪判決を受けた者

(23) См. Там же.

(24) См. «Известия», 29 февраля 1988г.

(25) См. «Син», 13 июня 1987г.

(26) См. Якубов А. Е., Проблемы совершенствования уголовного законодательства в борьбе с наркотизмом, «ВМУ», 1988г., № 2, стр. 57.

(27) См. Заседание и наркомания, «Известия», 10 июля 1987г.

(28) См. Габияни А. А., Наркомания : горькие плоды сладкой жизни, «СИ», 1987г., № 1, стр. 51.

(29) См. Боголюбова Т. А., Некоторые результаты криминологического изучения проблемы борьбы с наркотизмом, «ВМУ», 1988г., № 2, стр. 47.

(30) См. Габияни А. А., Указ. статья, «СИ», 1987г., № 1, стр. 51.

の30%は社会的に有益な労働に従事しておらず、約半分は親に扶養されているという。⁽³¹⁾グルジアで10年前と比較調査したところ、弱齢化の傾向のほかに、教育水準の高い者、学校の成績の良い者が増えたこと、家庭の収入や住宅条件の良い者が増えた(家庭環境が良と答えた者、33.1%から52.8%へ)こと等が指摘されている。⁽³²⁾なお女の麻薬患者は8.4%である。⁽³³⁾

麻薬患者を職業別にみると、労働者57.1%、ホワイトカラー21.2%、運転手6.6%、サービス労働者4.5%、コルホーズ農民2.9%である。運転手も合わせて労働者を63.7%としたとき、ホワイトカラー・教師・技師等のインテリは19.0%であるが、麻薬患者の親の職業では労働者の比率は低く(父31.8%、母40.0%)、ホワイトカラー等のインテリが多い(父37.1%、母33.6%)⁽³⁴⁾。また青年の麻薬利用者のほとんど半分は職業技術学校の生徒という⁽³⁵⁾。こころあたりに何か秘密が隠されているのかもしれない。仕事に満足している者は61.3%と多い。不満の場合についてその理由としては、低賃金、単調、仕事がきかない、重労働、精神的不満等があげられている⁽³⁶⁾。以上のように、麻薬患者は、何か特別の環境に育ってきたわけでも、社会の底辺にあったわけでもなく、ごく普通の、むしろやや恵まれた家庭に育った青年達のようなものである。

麻薬普及の原因として、グセフは次の4つをあげている。⁽³⁷⁾①青年がうまく余暇を活用し、ストレスを解消する方法を知らない。②ケシ、大麻の管理不十分、③薬局・医療機関の管理不十分、④保健機関・法維持機関の活動不十分。①以外は本質的な原因とは言えないが、麻薬はその存在自体がその利用を誘発

(31) См. «СЮ», 1987г., № 19, стр. 13.

(32) См. Габиани А. А., Указ. статья, «СГиП», 1987г., № 1, стр. 64-65.

(33) См. «Известия», 13 мая 1987г.

(34) См. Габиани А. А., Указ. статья, «СИ», стр. 51.

(35) См. Профилактика наркомании, «СЮ», 1987г., № 18, стр. 27.

(36) См. Габиани А. А., Указ. статья, «СГиП», стр. 65.

(37) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СЗ», стр. 14. ; «СГиП», стр. 84.

し、悪用の原因となっているとすれば、②や③も一応原因といってよいかもしれない。これらの問題についてもう少し敷衍して述べたい。なおソビエト社会主義の内部には麻薬普及の原因はなく、旧社会や外部世界の影響であるといった議論は、現在は見当らない。ペレストロイカの精神の反映でもあろうが、麻薬の普及自体が最近の問題であるだけに、飲酒と違って旧社会の遺産とするわけにもいかないのであろう。

①青年の状況。あるアンケート調査の結果によると、麻薬に手をだした動機は次のようである⁽³⁸⁾（複数回答）。夢幻境の感覚を体験したい—68.3%、模倣—25.3%、人生の不満や忘れたいことがあるから—9.6%、好奇心—7.5%。一言でいえば「社会からの逃避」と言えようか。チビソフは、青年の自主独立の欲求が抑圧されており（社会ではなく親の抑圧を念頭においている点に限界があると思うが）、そこからの出口として、ある者は反抗・家出・放浪等の消極的防御の姿勢をとり、それらがグループ化するとヒッピー・パンク・メタリスト等になるという⁽³⁹⁾。追いつめられた彼らは、空想やファンタジーの世界に逃避し、そこで現実の不満を解消しようとする。青年達のこのような心理状況に麻薬がうまく適合するわけである。ロック音楽と麻薬との関連性を指摘する見解もある⁽⁴⁰⁾。連日のようにディスコやブレイクダンスのスタジオへ通い、カフェーやバーで時を過ごし、充実した余暇を過ごしているように見えるが、それでもなお若者は退屈しており、麻薬に救いを求める。このような若者の心理が理解できずとまどう姿もソビエト文献には登場するようになってきた⁽⁴¹⁾。チビソフは、対策として、若者に単純労働や一様な余暇を与えるのではなく、彼らの多様で

(38) См. Габияни А. А., Указ. статья, «СИ», стр. 52.

(39) См. Чибисов Ю. К., К вопросу о причинах наркомании и токсикомании, «ВМУ», стр. 53.

(40) См. Тушинские пушеры, «СР», 12 августа 1987г.

(41) См. Ворожба под ананшу, «СР», 23 августа 1987г.

個別的な物質的・精神的要求を満足させることが必要と結論している⁽⁴²⁾。

②ケシ、大麻の管理。コルホーズやソホーズは、医療や染料、食品工業用にケシや大麻を栽培しているが、その管理が不十分で、麻薬として流用されている⁽⁴³⁾。ソ連で使用されている麻薬の6割はケシから、3割は大麻から作られているという⁽⁴⁴⁾。コルホーズやソホーズの土地を利用して、個人が栽培していることもある⁽⁴⁵⁾。87年には約4千件の不法なケシの作付が摘発されたが、闇のマーケットでは1億5千万ルーブルに相当するという⁽⁴⁶⁾。その他野生のケシ、大麻もある。カラカルパク自治共和国など一部の地域では、「万能治療薬」としてケシが日常的に利用されているという⁽⁴⁷⁾。地方の指導部も、アヘン用ケシの栽培を黙認している状態だという。乳児も含めて、鎮痛剤として日常的に使用されている地域もある⁽⁴⁸⁾。87年には「ケシ87年作戦」が展開され、約4千件の不法栽培を摘発し、14万ヘクタールの野生のケシ、大麻を処分したという⁽⁴⁹⁾。85～86年に、トルクメンの4つの州では、70万本のケシと大麻を摘発した。国家農工委員会は、85年には350の経営体（コルホーズ等）に認めていたケシの栽培を、87年には100に、大麻は85年の860経営体から87年の690に、それぞれ縮小することを決定したが、今後さらに減らしていく予定だという。また油脂

(42) См. Чибисов Ю. К., Указ. статья, стр. 54.

(43) См. Бюллетень ВС РСФСР, 1988г., № 5, стр. 5.

(44) См. Кузнецова Н. Ф., Указ. статья, «ВМУ», стр. 39.

(45) См. Жевлаков Э., Ответственность за незаконный посев или выращивание наркотикосодержащих культур, «СЗ», 1985г., № 9, стр. 47.; «СЗ», 1988г., № 2, стр. 73.

(46) См. «Известия», 27 июня 1988г.

(47) См. Донцов В., Организованно вести борьбу с наркоманией, «СЗ», 1987г., № 3, стр. 16

(48) См. Колесов Д., Указ. статья, стр. 69.

(49) См. «Известия», 29 февраля 1988г.

(50) См. Кузнецова Н. Ф., Указ. статья, стр. 39.

性ケシの栽培は全面的に禁止された⁽⁵¹⁾。一方で野生のケシ、大麻の駆除に取り組みながら、合法的に栽培するのは矛盾しているという批判もあり、麻薬原料植物の栽培を全面的に中止し、必要なものは外国からの輸入に切り替るべきだ⁽⁵²⁾という主張もある。

③薬局・医療機関の管理。麻薬患者の3～4割は薬品から麻薬を手に入れているともいわれる。窃盗のほか、看護婦等が協力しているという。そのためモスクワ市では、87年の10ヶ月間に、73人の医師・看護婦が職務怠慢等で有罪とされた。同市では、処方箋の偽造によって麻薬性薬品を入手する試みが、年間30～40件摘発されている⁽⁵³⁾。87年には、麻薬性薬品の窃盗、薬品保管規則違反等で約500件が摘発された⁽⁵⁴⁾。なおグルジアでの調査によれば、麻薬の入手先は次のとおりである⁽⁵⁵⁾（複数回答）。ブラックマーケット—70.2%、同僚—53.1%、友人・知人—39.6%、薬局の協力者—16.7%、医療施設の協力者—15.1%、親戚—4.5%、自分で製造—14.4%。

④法維持機関等の活動。麻薬事件の場合、裁判所も含めて、その入手先の解明を怠っている場合が多い（9割程度）ことがしばしば批判の対象となっ⁽⁵⁶⁾てくる。また飲酒問題でも指摘されていた問題（出張法廷・特別決定制度や行為能力制限・強制治療制度の活用が不十分）が、麻薬問題についてはいっそう妥⁽⁵⁷⁾当するとされている。その他税関の麻薬摘発活動もしばしば報じられて⁽⁵⁸⁾いる。

(51) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СЗ», стр. 12.; «СГиП», стр. 84.

(52) См. «Известия», 13 мая 1987г., 26 августа 1987г.

(53) См. «Известия», 23 ноября 1987г.

(54) См. «Известия», 29 февраля 1988г.

(55) См. Габияни А. А., Указ. статья, «СИ», стр. 52.

(56) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СЗ», стр. 14.; Кажарский Д. Д., Указ. статья, «ВМУ», стр. 41.

(57) См. Гусев С. И., Там же, стр. 15-16.; Кажарский Д. Д., Там же, стр. 42.

(58) См. Наркотик для Европы, «Труд», 19 декабря 1986г.

この問題ではアフガニスタン・ルートがしばしば問題になる⁽⁵⁹⁾。年間30～40トンの麻薬およびその原料（2億5千万ルーブル相当）が没収されるが、麻薬闘争の専門家は民警内に900人しかいないという問題もあるようである⁽⁶⁰⁾。

麻薬禍は拡大する一方という情報ばかりが目立つが、他方で87年には初めて麻薬犯罪が30%以上減少したと伝えられる⁽⁶¹⁾。しかし麻薬との闘争が強化された年に、摘発犯罪件数が減るのは不思議な気もする。いずれにしろ麻薬の実態と、その摘発件数の増減とは別の問題である。

(59) См. Гусев С. И., Указ. статья, «СГиП», стр. 84.

(60) См. «Известия», 27 июня 1988г.

(61) См. Наркоман по принуждению, «Правда», 3 февраля 1988г.

第三章 売春との闘い

1920年のソ連では、売春の問題は活発な議論の対象となっており、かなり多くの文献がある。しかし30年代に売春が完全に消滅したとされて以来、ソ連ではこの問題を議論することはやはりタブーであった。ペレストロイカのもとで、現在では自由な論議がみられるようになってきたが、まだ文献は極めて少ない。限られた情報から現在の状況を探りたい。

(1) 売春の歴史と法

革命前のペトログラードには6千～7千人の登録売春婦がおり、実際の数は5万人以上にのぼった⁽¹⁾という。革命後、旧法が失効して売春の法的規制はなくなり、野放しの状態になった。1919年には保健人民委員部に反売春闘争委員会が設置され、紆余曲折を経ながら売春との闘いが展開されていく。女性革命家として名高いコロンタイは、21年の論文で、当時「売春が、巨大に、許せないほど広範に存在している」と指摘し、にもかかわらず、偽善的な立場からそれが放任されていると批判している⁽²⁾。とりわけネップの時期には失業者が増したため、売春は増える一方であったという。

当時、売春行為の可罰性について議論があるが、売春を司法的に抑圧するのは合目的的ではなく、道徳的・政治的非難の対象として、計画的な宣伝・啓蒙活動によって解決すべきだというのが支配的な考え方であった⁽³⁾。また売春は階級社会が生み出すものである以上、特別な売春対策は必要ではなく、社会主義建設そのものが当然に売春を消滅させるはずであると考えられていた⁽⁴⁾。コロンタイのように、社会的労働に従事しない家庭の主婦を売春婦と同列視し、

(1) См. Коллонтай А., Проституция и меры борьбы с ней, 1921г., стр. 16.

(2) См. Там же, стр. 3.

(3) См. Броннер В. М., Елистратов А. И., Проституция в России, 1927г., стр. 87.

(4) См. Там же, стр. 81.

夫に寄生する家庭の主婦（とその相手の夫）を処罰しない以上、売春婦（とその相手の男）も処罰しえないと説く者もいた。⁽⁵⁾ こうして売春そのものは不可罰とされ、22年や26年の刑法典は、売春の強要や女衒、性的放縦の隠れ家（売春宿）の経営を処罰する規定のみをおいている。

その後30年代に入り社会主義が勝利して以来、ソ連では売春は最終的に根絶されたとされてきた。麻薬と同じように、古いブルジョア社会の遺産は一掃されたというのである。このような見解は、パレストロイカ運動が始まるまで維持されていた。⁽⁶⁾ 現実には、ソ連にかなり多くの売春婦が存在していることは公然の秘密であったが、それについて正面から論じることはタブーとなっていた。1960年制定の現行刑法典も、売春に関しては、「性的放縦の隠れ家」（売春宿）の経営と女衒行為を処罰しているだけで、売春そのものは規制の対象としていない。66年には、売春に恒常的に従事している者の居住登録を取り消す行政処分について定めた文書がだされ、その他取締りのための種々の試みがあったようである。80年のモスクワ・オリンピックに際しては、70人の売春婦がモスクワから追放されたという。⁽⁷⁾

ゴルバチョフ政権のグラスノスチ政策によって、今日では売春問題を公然と論じることができるようになった。売春も増大しているといわれ、その規制の必要性が主張されていたが、特にエイズ問題が、それに拍車をかけたようである。エイズの問題もまだソ連ではそれほど深刻ではないのであるが、麻薬と同じく将来の拡大の危険性がかなり真剣に憂慮されている。そのため、87年8月にはエイズ規制法が制定されており、エイズの感染源として売春も規制する必要ができたのである。

(5) См. Коллонтай А., Указ. соч., стр. 17.

(6) См. Прстигунция, «БСЭ», т. 21, 1975г., стр. 114.

(7) См. Легкое поведение на весах правосудия, «СР», 12 марта 1987г.

87年5月のロシア共和国幹部会令は、新たに売春行為に規制を加えることを決定し、行政処罰法典に新条項を追加した(第164条の2⁽⁸⁾)。それによると、売春行為は、警告または100ルーブル以下の罰金という行政罰に処せられる。行政罰を受けてから1年以内に同行為を反復すると、200ルーブル以下の罰金に処せられる。売春に従事していると疑うに足る十分な根拠がある場合、民警はその者を召喚して公式の警告を発し、定められた手続に従い、行政拘束、身体検査、物品の捜索・没収を行うことができる。売春行為のため行政罰を科された者は、性病の発見・治療のため、定められた手続に従い、医学検査を受けなければならない。

実際には、これまでの経験もなく、売春の取締りはなかなか困難のようである。88年の最初の7ヶ月間に、モスクワでは113件の売春婦が摘発されたが、実際に行政罰を適用されたのは13人(計800ルーブルの罰金)にすぎなかった。売春宿の経営などは1件も摘発できなかったという。問題の性格上取締りの困難さが指摘されており、民警に罰金を科す権限を与えるべきだといった議論や、外国の経験に学ぶべきだといった意見もある。ある高い教育を受けた売春婦が、売春を合法化し、高額の税金を徴収した方が国家にとって有利であると提案し、収入の20~40%の支払いを約束したといったことも新聞に報道されている⁽¹⁰⁾。法的規制の効果は疑わしいようである。

(2) 売春の社会学

社会主義のもとでなぜ売春が存在するのか。20年代のコロンタイの議論をみてみよう。そこでは売春は、私有財産と男女差別の存在によって説明されている(その説明に成功しているとは思えないが)。階級社会では私的所有を自分

(8) См. Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1987г., № 23, ст. 800.

(9) См. 200 факторов риска, «Известия», 30 августа 1988г.

(10) См. Группа риска, «Литературная Газета», 22 июля 1987г.

の子に相続させるための合法婚が確立され、その補完物として売春が成立する。また女は、あるいは主婦として、あるいは売春婦として、男に養われる存在となっている。コロンタイによれば、家庭の主婦も売春婦も、社会的有用労働に従事せずに男に依存しており、「女の愛を売っている」点で同一である。売春が批判されるのはそれが不道徳であるからではなく、労働から脱走して、不労所得を得ているからである。彼女は述べている。「労働義務に参加せず、家庭で小さな子の世話をしているわけでもないすべての婦人＝脱走者は、売春と同一の根拠によって強制労働義務を科されるべきである。この点でわれわれは、売春婦と配偶者に扶養されて生きている合法妻とを区別することはできない。その配偶者がだれであろうと—譬えコミサールであろうとも」⁽¹⁾。

コロンタイの議論には独特な点があるが、当時のソ連の売春が階級社会の遺産であり、社会主義の前進によって消滅すると予想されていたことはすべての論者に共通していた。当時の売春婦の60.5%は失業者であったといわれ、失業・貧困が売春の最大の原因になっていた。⁽²⁾

今日の売春問題については、まだ情報は極めて限られている。88年8月に公表された数字によると、モスクワ市で974人の売春婦が登録されているという。しかしあまり信頼しうる数字ではないとされている。⁽³⁾ 売春婦にはエリート型、副業型、専業型の3種が区別される。⁽⁴⁾ エリート型売春婦は外国人を専門に相手にし、報酬は20～40ドル（闇のレートで80～160ルーブル）という。副業型売春婦は若くて魅力的な女性で、より華やかに生きることを望み、安売りはせず、一度に多くの相手をする事もない。レストラン、ホテル、種々の集い等

(1) См. Коллонтай А., Указ. соч., стр. 11.

(2) См. Броннер В. М., Елистратов А. И., Указ. соч., стр. 65.

(3) См. «Известия», 30 августа 1988г.

(4) См. Габани А. А., Мануильский М. А., Цена любви, «СИ», 1987г., № 6, стр. 66-67.; «Литературная Газета», 22 июля 1987г.

で相手を捜し、報酬は20～50ルーブルで、あたかもプレゼントであるかのよう
にそれを受け取るという。当初は仕事をもっているが、売春の方が高収入なの
でそのうち止める。そこから第3の専門型売春婦へと転落する者がでてくる。
この型は全体の15～20%で、街娼が多く、タクシー運転手などとゲルになって
いる者も多いという。5～10ルーブルでだれにでも身を任せ、1日数回商売を
行う。

相手の男については、次のような断片的な数字を示しうるだけである。1903
年のロシアでは、最初の性体験を売春婦ともった学生は42%もあったが、革命
後の22年には28%、27年には14%に減ったという⁽⁵⁾。1925年に発表された労働
者を対象とした調査によると、売春婦を買ったことがあると答えたのは、織物
工—27%、金属労働者—42.3%、裁縫工—31.6%、印刷工—38%であったとい
う⁽⁶⁾。他方で、社会学者ゴーラッドによれば、最近10年間売春婦を相手にした
若者は3～5%程度という⁽⁷⁾。革命前はもちろん、20年代と比較しても大幅に
減ったことになる。この意味では、ソ連の売春問題はそれほど深刻なわけでは
ないようである。

とは言え、もはや失業も貧困もないはずの今日のソ連において、なぜ売春が
存在するのかという問題は、社会学的研究の重要なテーマである。最近のソ連
の社会学者の研究は、もはやそれをブルジョア社会の遺産とか、ブルジョアの
退廃の影響などとは言わない。売春は、資本主義・社会主義に共通する消費文
明社会の病弊とされたり、「性の自由化」傾向や意識の変化等によって説明さ
れている。

(5) См. Голод С. И., Проституция в контексте изменения половой морали, «СИ», 1988г., № 2, стр. 66.

(6) См. Броннер В. М., Елистратов А. И., Указ. соч., стр. 106.

(7) См. Голод С. И., Указ. статья, стр. 69.

ガビアーニとマヌイルスキーは、80年代なかばのグルジアでの調査をもとに、売春を行っている女性の学歴や経済的基盤等からみると、彼女達はいわゆる「下層社会」の出身ではないと述べている。ただ家庭的には比較的恵まれていなかったり、仕事は単純で賃金も低い方という。彼女達はとり残されることを恐れており、またよりよい生活を求める気持が強い。物質主義・消費主義の心理が道徳を商業計算に変え、車も別荘も愛もすべて売買の対象となり、自分の体の売買も道徳的転落とはみなさない。ある調査では、15～17歳の子供達に収入の多い職業を尋ねると、売春婦が第9位を占め、伝統的に高収入とみなされてきた外交官等より上位であったという。しかもそう答えたのは女の子に多く、その一部は売春の値段まで知っていたという。このように売春に対する寛容な態度がみられ、むしろ成功の威光に包まれてさえいる状態だということである。⁽⁸⁾

ゴラッドも、性モラルの変化のうえに売春問題を位置づけている。性革命の展開は若者の性意識にラディカルな転換をもたらした。65年のレニングラードの学生を対象とした調査によると、婚前の性交渉に賛成した者45% (男53%、女38%)、反対した者22% (男16%、女27%) で、7年後の同じ大学での調査によれば、賛成47% (男51%、女42%)、反対14% (男11%、女18%) であったという。⁽⁹⁾ 婚前性交渉についての最近の別の意識調査の結果は表④のとおりである。⁽¹⁰⁾ また同調査によると、男の不倫を非難すべき行為とみなす者は20%、女の不倫については31%にすぎず、多数の者は個別的に判断すべき問題と答えたという。これらの結果は、性の自由化が進み、性モラルが大きく変化しつつあることを示していると評価されている。

(8) См. Габияни А. А., Мануильский М. А., Указ. статья, стр. 64.

(9) См. Голод С. И., Указ. статья, стр. 68.

(10) Cf. Marriage, love, sex, «Moscow News», 1988, No. 35.

表④ 婚前性交渉についての意識(数字は%)

| | 女の婚前性交渉 | | 男の婚前性交渉 | |
|------------------|---------|------|---------|------|
| | 男の見解 | 女の見解 | 男の見解 | 女の見解 |
| 好きな異性ならだれとでも許される | 15 | 10 | 42 | 19 |
| 愛している1人だけと許される | 35 | 43 | 25 | 40 |
| 未来の夫・妻とのみ許される | 14 | 19 | 11 | 16 |
| 婚前性交渉は一般に許されない | 13 | 5 | 8 | 3 |
| 回答困難・回答なし | 23 | 23 | 14 | 22 |

ゴーラッドは、このような性の自由化には、自由と進歩を意味する肯定的側面と、道徳的後退の両面があるという。一方で性の自由化は、女性の経済的地位の向上と道徳的解放を前提としており、今や始めて両性の平等の上に情熱的な愛の展開が可能となったのである。ビクトリア・モラルの支配した19世紀に比べて、20世紀には売春婦の数は減少してきたという。若者は売春婦の代りに恋人を求めることができたし、良家の娘を守るために売春を公認する必要もなくなってきたからである。しかし他方で性の自由化は性のモラルを変え、売春への抵抗感を薄れさせたことによって売春を促進する役割も果している。このようにしてゴーラッドは、性の自由化が、売春の促進と抑制の両面をもっていると指摘している。このような状況のもとで、道徳的批判や法的規制によって問題を解決することは不可能である。ゴーラッドは、性の道徳的健全化は、物化した関係の克服、人間交流面での高い文化の確立、健全な社会的・文化的欲求の形成とその実現形態の創造に依存していると結論している⁽¹⁾。今のところこのような一般的結論しかだせない状況である。

(1) См. Голод С. И., Указ. статья, стр. 70.

ペレストロイカは性の自由化をさらに促進するであろう。経済改革は、ガビアーニやマヌイルスキーの指摘する消費文明・商業計算の論理をさらに拡大する方向に向っている。売春が拡大する条件はむしろ整いつつあるのである。ガビアーニ達は、これまでソ連では売春はありえないとみなされ、そのためその研究がないがしろにされてきたことを指摘し、まず必要なのは売春に関する社会学的情報を収集することだと述べている。売春の研究はまだ始まったばかりである。(1988年10月31日脱稿)